

災害応急対策編（共通）第1部 総則

第1章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町村、警察本部、消防局、自衛隊等防災関係機関は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて鳥取県の地域に係る防災に寄与するものとする。

災害対策基本法第40条第2項に規定する各機関が防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

1 県

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
県 警察本部	1 鳥取県防災会議に関する事務	9 災害時の文教対策
	2 防災に関する組織の整備	10 清掃、防疫その他の保健衛生対策
	3 防災に関する訓練及び防災思想の普及	11 施設及び設備の応急復旧
	4 防災に関する施設及び設備の整備	12 交通規制及び災害警備
	5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備	13 緊急輸送の確保
	6 災害情報の収集及び伝達並びに被害調査	14 災害復旧の実施
	7 水防その他の応急措置	15 市町村が処理する防災に関する事務又は業務の実施についての指導、援助及び調整
	8 被災者の救助及び救護措置	

2 市町村、消防局

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	
市町村 消防局	1 市町村防災会議に関する事務	9 被災者の医療、助産の実施
	2 防災に関する組織の整備	10 避難の指示
	3 防災に関する訓練及び防災思想の普及	11 災害時の文教対策
	4 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備	12 清掃、防疫その他の保健衛生対策
	5 防災に関する施設及び設備の整備	13 施設及び設備の応急復旧
	6 災害情報の収集及び伝達並びに被害調査	14 緊急輸送の確保
	7 水防、消防その他の防災活動の実施及び他市町村に対する応援措置	15 災害復旧の実施
	8 被災者の救難、救助その他の保護	16 管内の関係団体、防災上重要な施設の管理者等が実施する災害応急対策等の指導、援助及び調整

3 指定地方行政機関等

区分・関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	中国四国管区警察局
	1 管区内各警察の指導調整 2 警察庁との連絡・調整及び他管区警察局との連携 3 関係機関との協力 4 情報の収集及び連絡 5 警察通信の運用 6 津波警報及び大津波警報の伝達
	<u>中国四国管区行政評価局</u> <u>（鳥取行政監視行政相談センター）</u>
	1 <u>被災者への生活支援情報の提供</u> 2 <u>災害時における専用電話を備えた相談窓口の開設</u> 3 <u>災害時における特別行政相談所の開設</u>
	中国総合通信局
	1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 2 電波の監視及び電気通信の確保に関する事 3 災害時における非常通信の運用監督に関する事 4 非常通信協議会の指導育成に関する事 5 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関する事
	中国財務局 （鳥取財務事務所）
指定地方行政機関	1 地方公共団体に対する災害融資 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の要請 3 公共事業等被災施設の査定の手配 4 災害時における県、市町村等に対する普通財産の無償貸付
	中国四国厚生局
	1 独立行政法人国立病院機構等、関係機関との連絡調整
	鳥取労働局
指定地方行政機関	1 労働災害防止についての監督、指導 2 労働災害に係る補償並びに休業補償の実施及び被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力
	中国四国農政局 （鳥取県拠点）
	1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 2 農地防災施設又は農業水利施設の維持管理の指導 3 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導

区分・関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	4 営農資材の供給指導、病虫害防除所及び家畜保健衛生所の被害状況の把握 5 農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設及び農業共同利用施設についての災害復旧事業 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資に関する指導 7 災害時における主要食糧の供給対策
近畿中国森林管理局	1 国有保安林、治山施設等の整備 2 国有林における予防治山施設による災害予防 3 国有林における荒廃地の復旧 4 木材需給動向の把握と供給・緊急輸送の要請
中国経済産業局	1 災害時の物資の供給対策 2 被災商船工事業者に対する融資あっせん 3 被災電気、ガス事業施設の復旧促進措置
中国四国産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全
中国地方整備局 (鳥取河川国道事務所、倉吉河川国道事務所、日野川河川事務所、境港湾・空港整備事務所)	1 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供 3 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 4 災害に関する情報の収集及び伝達 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 6 災害時における交通確保 7 海洋の汚染の防除 8 緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）の被災地方公共団体への派遣
中国運輸局 (鳥取運輸支局、鳥取運輸支局境庁舎)	1 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達 2 輸送等の安全確保に関する指導監督 3 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 4 緊急輸送に関する要請及び支援
大阪航空局 (美保空港事務所)	1 災害時における航空輸送の調査及び指導 2 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
国土地理院中国地方測量部	1 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 2 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力 3 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施
大阪管区气象台 (鳥取地方气象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第八管区海上保安本部 (境海上保安部・鳥取海上保安署・美保航空基地)	1 情報の伝達・周知 2 海難救助等 3 海上における緊急輸送 4 海上交通安全の確保 5 海上における治安の維持
中国四国地方環境事務所	1 大山隠岐国立公園に係る災害情報の収集及び伝達 2 国立公園内の施設の復旧に係る調整及び支援 3 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達 4 災害時における環境省（本省）との連絡調整 5 被災動物の保護等に係る支援
近畿地方環境事務所	1 山陰海岸国立公園に係る災害情報の収集及び伝達 2 山陰海岸国立公園内の施設の復旧に係る調整及び支援 3 山陰海岸国立公園の災害時における環境省（本省）との連絡調整
中国四国防衛局	1 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整

区分・関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊（第8普通科連隊）	1 災害派遣の準備 （1）防災関係資料の基礎調査 （2）災害派遣計画の作成 （3）防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施 （1）人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 （2）災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

区分・関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）	1 原子力施設の災害予防 2 原子力災害に係る災害情報の収集及び伝達 3 原子力災害時における施設内の応急対策 4 平常時及び緊急時環境モニタリングの実施 5 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染
独立行政法人国立病院機構（中国四国グループ）	1 災害時における医療救護の実施
日本銀行（松江支店、鳥取事務所）	1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社（鳥取県支部）	1 被災者の医療、助産その他の救護活動の実施 2 災害時の応援救護班及び一般ボランティアとの連絡調整 3 義援金の募集及び配分 4 血液搬送 5 無線奉仕団による情報収集及び関係機関との連絡 6 救援物資の配布 7 赤十字奉仕団のボランティア活動の調整
日本放送協会（NHK鳥取放送局）	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
西日本高速道路株式会社（中国支社）	1 災害時の高速自動車国道における輸送路の確保 2 災害時の緊急通行車両等の通行に伴う料金徴収の免除の取扱い
西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本中国統括部）	1 鉄道施設の災害予防 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送 3 鉄道施設の応急対策及び災害復旧
日本貨物鉄道株式会社（米子営業支店）	1 災害時における救助物資の緊急輸送
西日本電信電話NTT西日本株式会社（NTT西日本鳥取支店）	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
日本郵便株式会社（鳥取中央郵便局）	1 災害時における郵便業務 2 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い及び災害つなぎ資金の融資
日本通運株式会社（山陰支店）	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
福山通運株式会社	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
佐川急便株式会社（中国・四国支社）	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
ヤマト運輸株式会社（津山主管支店）	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
中国電力株式会社（鳥取支社） 中国電力ネットワーク株式会社（山陰ネットワークセンター）	1 電力施設の災害予防 2 災害時における電力の供給対策 3 電力施設の応急対策及び災害復旧
KDDI株式会社（中国総支社）	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
株式会社NTTドコモ	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等

区分・関係機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方 公共機関	中国支社	2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	ソフトバンク株式会社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	楽天モバイル株式会社	1 通信施設、設備の災害予防及び非常時の通信確保等 2 通信施設、設備の応急対策及び災害復旧
	日ノ丸自動車株式会社	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	日本交通株式会社	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	日ノ丸西濃運輸株式会社	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び人員の緊急輸送
	鳥取ガス株式会社	1 ガス施設の災害予防 2 災害時におけるガスの供給対策 3 ガス施設の応急対策及び災害復旧
	米子瓦斯株式会社	1 ガス施設の災害予防 2 災害時におけるガスの供給対策 3 ガス施設の応急対策及び災害復旧
	株式会社新日本海新聞社	1 災害時における災害状況の収集及び報道 2 災害時における住民への情報の周知
	日本海テレビジョン放送株式会社	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
	株式会社山陰放送	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
	若桜鉄道株式会社	1 災害時における鉄道及び陸路による緊急輸送
	一般社団法人鳥取県トラック協会	1 災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送
	株式会社山陰中央新報社	1 災害時における災害状況の収集及び報道 2 災害時における住民への情報の周知
	山陰中央テレビジョン放送株式会社	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
	株式会社エフエム山陰	1 気象予警報、災害情報等の報道 2 災害時における災害状況の収集及び報道
	公益社団法人鳥取県医師会	1 災害時における医療救護の実施
	一般社団法人鳥取県LPガス協会	1 LPガス施設の災害予防及び災害時におけるLPガスの供給対策
	鳥取県農業協同組合中央会	1 災害時における食糧調達供給
	智頭急行株式会社	1 災害時における鉄道による緊急輸送
	一般社団法人鳥取県バス協会	1 災害時における自動車による人員の緊急輸送
	公益社団法人鳥取県看護協会	1 災害時における医療救護の実施
	一般社団法人鳥取県歯科医師会	1 災害時における医療救護の実施 2 遺体の検視、身分確認及び処理に関する協力に関すること
	一般社団法人鳥取県助産師会	1 災害時における医療及び助産活動に関すること
	一般社団法人鳥取県薬剤師会	1 災害時における医療救護の実施
	社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会	1 災害ボランティアに関すること 2 避難行動要支援者避難支援センターに関すること
	日本海ケーブルネットワーク株式会社	1 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2 有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民への提供 3 その他災害に関する広報活動
	株式会社鳥取テレピア	1 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2 有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民への提供 3 その他災害に関する広報活動
	株式会社中海テレビ放送	1 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2 有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民への提供 3 その他災害に関する広報活動
	鳥取中央有線放送株式会社	1 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 2 有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民

区分・関係機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	への提供 3 その他災害に関する広報活動

第2節 災害対策基本法による要請等

1 地域防災計画の実施の推進のための要請等（災害対策基本法第45条）

県防災会議の会長又は市町村防災会議の会長は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、下記の対象機関等に対して必要な要請、勧告、指示を行うものとする。

また、必要に応じ、各地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

(1) 県防災会議が要請等を行う主な対象機関等

指定地方行政機関、県、市町村、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者

(2) 市町村防災会議が要請等を行う主な対象機関等

市町村、公共的団体、防災上必要な施設の管理者

2 知事の通知等（災害対策基本法第55条）

知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対処するべき措置について、関係指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。（第3部第1章「気象情報の伝達」参照）

3 市町村長の事前措置等（災害対策基本法第59条）

市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示するものとする。

なお、広域にわたって影響を及ぼすダムの放流操作等、当該市町村の区域を越えて行う指示については、一市町村長の判断に任せるべきではないことから、事前措置の指示権が及ばないものと解されるため、留意が必要である。

4 都道府県知事に対する応急措置の実施の要請の要求等（災害対策基本法第68条の2）

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、応急措置の実施の要請をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を当該応急措置の実施に係る指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知することができる。

市町村長は、都道府県知事に対する応急措置の実施の要請の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県知事からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

5-4 知事の応急措置（災害対策基本法第70条）

知事は、本県の区域内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る応急措置を速やかに実施するとともに、当該区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるように努める。

この場合において、知事は、当該区域内の応急措置の実施を総合的に調整する見地から、必要に応じ、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の関係機関に対し、各関係機関が本来実施すべき応急措置について、実施の要請等を行うものとする。この場合、指定行政機関、指定地方行政機関は正当な理由がない限り、応急措置の実施を行うものとする。

6-5 知事による応急措置の代行（災害対策基本法第73条）

知事は、本県の区域内で災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

7-6 内閣総理大臣による応援の要求等（災害対策基本法第74条の3）

知事は本県の区域内で災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合において、市町村に対する応急措置の実施等に係る指示又は要求のみによっては災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県の知事に対して応援することを求めるように求めるものとする。

8-7 指定行政機関の長等に対する応援の要求等（災害対策基本法第74条の4）

知事は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対し、応援を求

め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策を行うものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 市町村の処理すべき事務の大綱
- 2 県及び市町村に関連する指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
- 3 災害対策基本法第45条に基づく市町村地域防災計画の実施の推進のための市町村防災会議の会長による要請及びその対象機関等
- 4 災害対策基本法第59条に基づく、市町村長の事前措置等

第 2 章 災害救助法の適用

（県危機管理部、県福祉保健部、市町村）

第 1 節 法の適用

- 1 県は、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、適用基準の各号のいずれかに該当するときは、速やかに災害救助法を適用するものとする。
- 2 災害救助法による救助の要否は、市町村の区域単位ごとに判定を行う。

第 2 節 適用基準等

1 規模

一定規模以上の災害（災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のもの（市町村で十分な救助等が行えない場合））について、災害救助法による救助が行われる。

2 適用基準

災害救助法の適用基準は、以下のとおり。

適用条項 （災害救助法 施行令第 1 条）	基準	具体例等
第 1 項第 1 号	住家の滅失した世帯数が市町村の人口に応じ基準数以上であるとき	基準数は、別表 1 「市町村別災害救助法の適用基準表」の基準 1 号のとおり
第 1 項第 2 号	県下の滅失世帯数が 1,000 世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が基準数以上であるとき	基準数は、別表 1 「市町村別災害救助法の適用基準表」の基準 2 号のとおり
第 1 項第 3 号 前段	県下の滅失世帯数が 5,000 世帯以上であって、市町村内の滅失世帯数が多数であるとき	多数… 5 世帯以上
第 1 項第 3 号 後段	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであるとき 【内閣府令で定める特別の事情】 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。	多数の世帯… 5 世帯以上 ・被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合。 ・有害ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合。 ・水害により、被災者が孤立し救助が困難であるため、ボートによる救出等の特殊の技術を必要とする場合。
第 1 項第 4 号	多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合として内閣府令で定める基準に該当するとき 【内閣府令で定める基準】 （1）災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 （2）災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。 特殊の補給方法： ヘリコプター、船艇等による生活必需品、食料等の補給 等	・交通事故により多数の者が死傷した場合。 ・交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合。 ・群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合。 ・豪雪により多数の者が危険状態となる場合（平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又は危険性の増大、平年孤立したことのない集落の交通途絶による孤立化、雪崩発生による人命及び住家被害の発生）。 ・山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合。
第 2 項 （事前適用）	災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、所管区域が告示されたとき	・所管区域内で被害を受けるおそれがある場合。

【別表 1 市町村別災害救助法適用基準表】 (令和 2 年 10 月 1 日：令和 2 年国勢調査確定値)

市町村名	人口（人）	被害者世帯		市町村名	人口（人）	被害者世帯	
		基準 1 号	基準 2 号			基準 1 号	基準 2 号
鳥取市	188,465	100	50	琴浦町	16,365	50	25
米子市	147,317	100	50	北栄町	14,228	40	20
倉吉市	46,485	60	30	日吉津村	3,501	30	15
境港市	32,740	60	30	大山町	15,370	50	25
岩美町	10,799	40	20	南部町	10,323	40	20
若桜町	2,864	30	15	伯耆町	10,696	40	20
智頭町	6,427	40	20	日南町	4,196	30	15
八頭町	15,937	50	25	日野町	2,907	30	15
三朝町	6,060	40	20	江府町	2,672	30	15
湯梨浜町	16,055	50	25				

世帯数の算定方法（令第 1 条第 1 項第 1 号から 3 号に適用）

全壊・全焼・流出世帯・・・1 世帯

半壊・半焼する等著しく損傷した世帯・・・1／2 世帯、

床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯・・・1／3 世帯

第 3 節 適用手続

1 県

(1) 国への報告

ア 県は、県災害対策本部を設置した場合並びに大規模又は特殊な救助が必要となる災害が発生し又は予見され、災害救助法の適用が予期される場合は、内閣府に被害状況等について第一報を行う。閉庁時間にあっては、別途定められた緊急時の連絡系統に従い、報告を行う。

内閣府連絡先 (勤務時間内のみ)	政策統括官（防災担当）被災者生活再建担当 電話（直通） 03-3503-9394 ファクシミリ 03-3502-6034
---------------------	--

イ 被害状況の把握に時間を要する場合は、取り急ぎ以下の内容を情報提供する。

(ア) 災害の発生の日時及び場所

(イ) 災害の原因及び被害の状況

(ウ) 市町村別被害状況（概数）

a 人的被害（死者数、行方不明数、負傷者数（重傷者数・軽傷者数））

b 住家の被害（世帯数・人員（全壊・全焼・流失、半壊・半焼、床下浸水））

(エ) 法による救助実施見込市町村名、実施年月日

(オ) すでに取った措置、今後取ろうとする措置（救助の種類等）

(カ) その他必要事項

(2) 適用の決定

県は、市町村から被害状況等の報告があった場合等で救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に技術的助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定する。

なお、適用に当たっては、被害住家の数のみに拘泥しないで、特殊な救助の必要性の有無や、多数の被災者の生命・身体に危害が及ぶ恐れの有無を考慮し、時機を失しないよう速やかに知事の決裁を仰ぎ、適用の適否を判断するものとする。

従来、都道府県知事が令第 1 条第 1 項第 3 号後段及び第 4 号により法を適用するに当たっては、国に対する協議が求められていたが、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の趣旨に従い、平成 12 年 4 月以降は国に対する協議は必要とされていない。

よって、住家の滅失数によらない適用も考慮に入れ、迅速な適用を行う必要がある。

(3) 通知等

県は、災害救助法を適用したときは、当該市町村、所管の総合事務所県民福祉局（東部圏域は東部地域振興事務所東部振興課）及び県各部局に指示するとともに関係指定地方行政機関等に通知し、内閣府に報告する。

(4) 公示

県は、災害救助法を適用したときは、内閣府と連絡調整を図り、以下の項目について公示を行う。

ア 災害発生の日 イ 災害の種類 ウ 救助の期間 エ 救助を実施する区域（市町村）

2 市町村

市町村は、災害に際し、当該市町村における災害が第 2 節の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は

該当する見込みのあるときは、直ちにその旨を県に報告しなければならない。

第4節 救助の実施

1 実施機関

別表3「災害救助法による応急救助の実施概念図」を参照。

(1) 県

ア 県による救助の実施

災害救助法を適用する場合の救助は県が行うこととする。

イ 市町村に対する救助の委任

(ア) 委任の要件

県は、次に掲げる事項すべてに該当するときは、知事の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務の一部を市町村に行わせることとする。なお、市町村への委任の基本は別表2のとおりとする。

- ・市町村が当該事務を行うことにより、救助の迅速化、的確化が図られること。
- ・避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等緊急を要する救助、及び学用品の給与等県において困難な救助の実施に関する事務であること。

(イ) 委任の手続き

県は、市町村への委任に当たっては、災害ごとに市町村へその事務の内容及び実施期間を通知して行うとともに、これを公示する。なお、通知、公示ができない場合はこの限りではない。

(2) 市町村

ア 市町村は、救助の委任を受け、救助の実施に関する事務を適正に実施する。

イ 市町村は、災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

2 救助の種類

(1) 避難所、応急仮設住宅の設置 (2) 食品、飲料水の給与 (3) 被服、寝具等の給与又は貸与
(4) 医療、助産 (5) 被災者の救出 (6) 福祉サービスの提供 (7-6) 住宅の応急修理 (8-7) 学用品の給与 (9-8) 埋葬 (10-9) 死体の搜索及び処理 (11-10) 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

3 救助の基準

(1) 災害救助法による救助の種類、対象、費用の限度額及び期間等は、別表2「災害救助法による救助の種類と概要」及び鳥取県災害救助法施行細則のとおりとする。

(2) なお、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、県は内閣府に協議し、その同意を得て県が定める基準により実施するものとする。

4 災害救助に関する県の組織

(1) 災害救助組織については県本部の組織をそのまま活用する。

(2) 救助活動はそれぞれの実施部において実施するものとするが、本部長の総指揮のもとに、各部各課が一体的な協力によりこれを実施するものとする。

【別表2 災害救助法による救助の種類と概要】

救助の種類	実施者	救助の対象	備考（救助の方法、留意点等）
避難所の設置	市町村（県が委任）、日赤鳥取県支部（県が一部委託）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	・避難情報が発出された場合のほか、緊急避難の必要がある場合を含む。 ・公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上対応も可能。
応急仮設住宅の給与	県（県が直接設置することが困難な場合、県が設計書等を提示し、市町村に委任）	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	・民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象となる。 ・被災地における住民登録の有無を問わない。
炊き出しその他による食品の給与	調達：県 供給：市町村（県が委任）	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	・現に食しうる状態にあるものを給与すること。 ・救助作業に従事する者は対象外。
飲料水の供給	市町村（県が委任）	災害のため現に飲料水を得ることができない者	・供給量は、1人1日3リットル以上を目安とする。

救助の種類		実施者	救助の対象	備考（救助の方法、留意点等）
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		調達：県 供給：市町村（県が委任）	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	・ 床下浸水は対象外。 ・ 品目は、被服、寝具、身の回り品、日用品、炊事用品、食器、光熱材料を目安とする。 ・ 夏期と冬期で限度額に差がある。
医療		県、日赤鳥取県支部（県が委託）	災害のため医療の途を失った者	・ 傷害や疾病の原因や、受けた日時又はかかった日時を問わない。
助産		県、日赤鳥取県支部（県が委託）	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のために助産の途を失った者	・ 出産のみならず、死産、流産を含む。
災害にかかった者の救出		市町村（県が委任）	災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者	・ 捜索期間（3日間）に生死が明らかにならない場合は、遺体の捜索として取り扱う。
<u>福祉サービスの提供</u>		<u>市町村（県が委任）</u>	<u>災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障がい者、乳幼児その他の者</u>	・ <u>災害時要配慮者の情報の把握、相談対応、避難生活上の支援、避難所への誘導、福祉避難所の設置を行う。</u>
災害にかかった住宅の応急修理	<u>住家の被害の拡大を防ぐための緊急の修理</u>	<u>市町村（県が委任）</u>	<u>災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u>	・ <u>修理か所は、屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分を対象とする。</u>
	<u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u>	市町村（県が委任）	災害のため住家が半壊又は半焼若しくはこれらに準ずる程度の損害を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	・ 修理か所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない部分について必要最小限度を対象とする。（面積制限なし）
学用品の給与		市町村（県が委任）	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童生徒	・ 小学校児童、中学校生徒、高等学校等生徒等を対象とする。 ・ 品目は、教科書、教材、文房具、通学用品とする。
埋葬		市町村（県が委任）	災害の際死亡した者	・ 応急的な仮葬であり、正式な葬祭ではない。 ・ 漂流遺体の取り扱いは下記による。
遺体の捜索		市町村（県が委任）	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	・ 災害発生後、直ちに死亡していると推定される場合は、3日を経過しなくても遺体の捜索として取り扱う。
遺体対策		市町村（県が委任） 日赤鳥取県支部（県が委託）	災害の際死亡した者	・ 漂流遺体の取り扱いは（次ページ（参考））による。 ・ 埋葬を除く。
障害物の除去		市町村（県が委任）	居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者	・ 通常は、当該災害によって住家が直接被害を受けた場合に限られる。 ・ 応急的な除去に限る。 ・ 豪雪による除雪も対象となり得る。

救助の種類	実施者	救助の対象	備考（救助の方法、留意点等）
応急救助のための輸送	県 市町村（県が一部委任）	1 被災者（災害が発生するおそれがある場合の救助にあつては避難者）の避難（避難者自身を避難させるための輸送、被災者を誘導するための人員、資材等の輸送。災害が発生するおそれがある場合にあつては、高齢者や障がい者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者等を避難所へ輸送するためのバスの借上げ費用料等の費用を対象。） 2 医療、助産（救護班において処置できないもの等の移送、救護班の仮設する診療所への患者輸送、救護班関係者の輸送等） 3 被災者の救出（救出された被災者の輸送、救出のための必要な人員、資材等の輸送） 4 飲料水供給（飲料水を確保するための必要な人員、機械、器具、資材等の輸送（飲料水の直接輸送を含む）） 5 遺体等の捜索（捜索のため必要な人員、資材等の輸送） 6 遺体対策等（遺体対策・検案のための人員の輸送、遺体の処置のための衛生材料等の輸送、遺体の輸送、遺体を移送するための人員の輸送）	
災害ボランティアセンターの設置・運営	市町村（県が委任）	災害ボランティアセンターにおける救助と災害ボランティア活動との調整事務の委託	

* 「実施者」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に応じて県と市町村が連携して実施するものとする。

* 床上浸水は、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった場合を含む。

（参考）災害救助法適用地域の遺体が、同法の適用されない地域に漂着した場合の遺体の取り扱い

1 遺体の身元が判明している場合

- （1）遺体が県内の他の市町村に漂着した場合は、当該市町村は、県の補助機関として遺体対策等を実施、その費用は県が負担する。
- （2）遺体が他県の市町村に漂着した場合は、漂着地の市町村において処理等されるものとし、その費用については求償を受ける。

2 遺体の身元が判明していない場合

- （1）遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記1と同様に取り扱うものとする。
- （2）遺体の身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村が行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により処理するものとする。

第5節 費用の支弁及び国庫負担

1 費用の支弁

災害救助法による救助に要する費用は、県が支弁する。

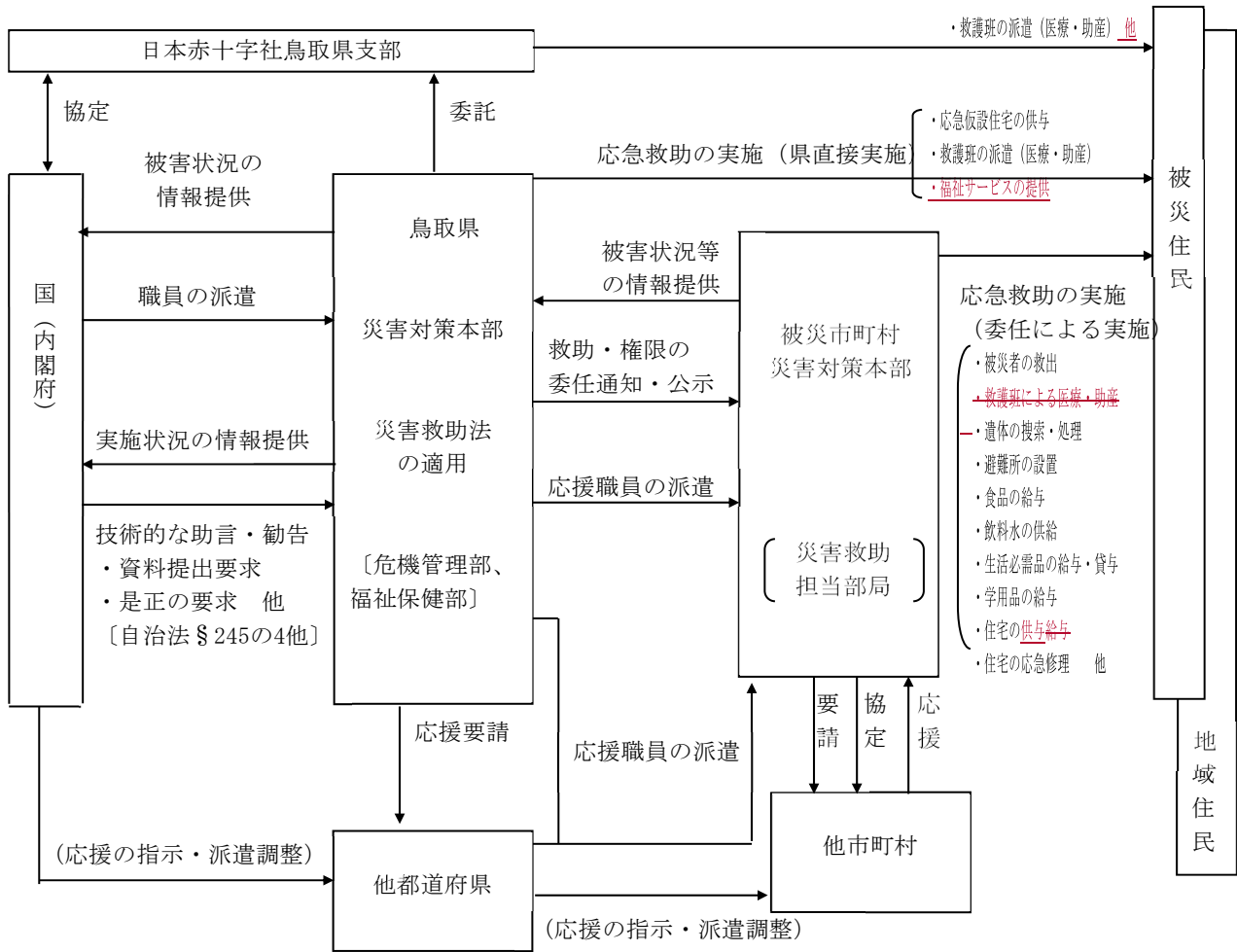
2 国庫負担

災害救助法による救助に要する費用が100万円以上となる場合、県の普通税収入見込額に占める救助費用の割合に応じて、国庫が負担される。

【国庫負担の対象】

- （1）救助に要した費用（救助の事務を行うのに要した費用を含む。）
- （2）従事命令を受けた者に対する実費弁償及びこれらの者に対する扶助金の支給に要した費用
- （3）協力命令を受けた者に対する扶助金の支給に要した費用
- （4）管理、使用、収容及び保管命令の処分に伴う損失補償に要した費用
- （5）日本赤十字社に対する補償に要した費用
- （6）他の都道府県から応援を受けた場合、その求償に対する支払いに要した費用

【別表3】災害救助法による応急救助の実施概念図



第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害救助法の適用に係る県への報告
- 2 救助の委任を受けた場合の救助の実施に関する項目
- 3 災害の事態が急迫して、県による救助の実施を待つことができない場合の災害救助法の規定による救助の着手及び知事への報告

第3章 損害補償

（県総務部、県福祉保健部ほか）

第1節 目的

人的公用負担等に係る損害補償を規定し、損害を受けた者等を補償することを目的とする。

第2節 災害応急対策活動従事者の損害補償

損害補償は関係法令の規定に従うものとし、関係法令の補償の一例については、次表のとおりである。

公用負担等によらない場合は、労働者災害補償保険、地方公務員災害補償基金等による。

なお、応援協定に基づく従事者については、公用負担とは認められないため、協定条文に盛り込まれた基準等に依るものとする。

公用負担等根拠法令	権利者	負担義務者等	負担内容等	補償根拠法令	補償負担者
災害対策基本法第65条第1項、同条第2項、同条第3項	市町村長ほか	当該市町村の住民又は現場にある者 （自然人のみ）	応急措置に従事	災害対策基本法第84条第1項	市町村
災害対策基本法第71条	県知事	土木技術者、土木事業者及びこれらの者の従業者ほか	従事命令、協力命令、保管命令による応急措置に従事	災害対策基本法第84条第2項	県
消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員	現場付近にある者	消防作業に従事	消防法第36条の3	市町村
消防法第25条第2項			消火、延焼防止、人命救助に協力		
消防法第35条の10第1項	救急隊員		救急業務に協力		
水防法第24条	水防管理者、水防団長、消防機関の長	水防管理団体の区域内に居住する者又は現場にある者	水防に従事	水防法第45条	水防管理団体
災害救助法第7条第1項	県知事	医療、福祉、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務に従事	災害救助法第12条	県（一定額を超える場合は一部国負担）
災害救助法第7条第2項	地方運輸局長（運輸監理部長を含む）	輸送関係者			
災害救助法第8条	県知事	救助を要する者、その近隣にある者			

第3節 民事の損害補償

強風等の災害により住家が破損し、その影響で隣家に被害を生じたような私人間の財産トラブルについては、県は介入しないものとし、簡易裁判所の民事調停等により解決を図るよう勧めるものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 災害応急対策活動従事者の損害補償

（1）災害対策基本法第84条第1項に基づく損害補償

（2）消防法第36条の3に基づく損害補償

第4章 激甚災害の適用

（県令和の改新政策戦略本部ほか関係各部署）

第1節 激甚災害制度の概要

- 1 激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚災害法」という。）に基づく制度である。

区分	概要
法における定義	国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害
指定の手続き	- 中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定 - 当該激甚災害に対し適用すべき措置を併せて指定（局激については災害対象区域も併せて指定） - 事業所管庁の大臣により、具体的に措置が適用される地域が告示により指定
種類	「本激」…地域を特定せず、災害そのものを指定（対象災害・適用措置を指定） 「局激」…市町村単位での災害指定（対象災害・適用措置・災害対象区域を指定） ※県に対する財政援助措置はないことに留意
指定の基準	中央防災会議が定めている次の基準による。 - 激甚災害指定基準（本激の基準） - 局地激甚災害指定基準（局激の基準）

- 2 激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられる訳ではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。
- 3 激甚災害法に基づく主要な適用措置は、次のとおりである。

区分	条	号	対象事業	関係法令
1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	第3条	1	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業
		2	公共土木施設災害関連事業	費国庫負担法
		3	公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法
		4	公営住宅施設災害復旧事業	公営住宅法
		5	生活保護施設災害復旧事業	生活保護法
		6	児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法
		6の2	認定こども園災害復旧事業	認定こども園法
		6の3	老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法
		7	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業	身体障害者福祉法
		8	障害者支援施設等災害復旧事業	障害者総合支援法
		9	婦人保護施設災害復旧事業	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律
		10	感染症指定医療機関災害復旧事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		11	感染症予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
		11の2	特定私立幼稚園災害復旧事業	子ども・子育て支援法
		12	堆積土砂排除事業（公共的施設の区域内）	河川法、道路法、都市公園法、下水道法、漁業法
2 農林水産業に関する特別の助成	第5条 第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条 第11条の		- 農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業 - 農業用施設又は林道の新設又は改良の災害関連事業 - 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 - 開拓者等の施設、<u>水産動植物の養殖施設</u>の災害復旧事業に対する補助 - 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 - 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 - 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 - 共同利用小型漁船の建造費の補助 - 森林災害復旧事業に対する補助	天災融資法

区分	条	号	対象事業	関係法令
	2			
3 中小企業に関する特別の助成	第12条	・	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法
	第14条	・	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
4 その他特別の財政援助及び助成	第16条	・	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	
	第17条	・	私立学校施設災害復旧事業に対する補助	
	第19条	・	市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例	
	第20条	・	母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例	母子及び父子並びに寡婦福祉法
	第21条	・	水防資材費の補助の特例	
	第22条	・	り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	
	第24条	・	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	
	第25条	・	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	雇用保険法

第2節 激甚災害の指定に係る手続き

1 調査の実施

- (1) 県は、市町村の被害状況等を検討し、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について各部局で必要な調査を実施する。
- (2) 各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚災害法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努める。（局激については、1月から12月までの復旧事業費の査定額を例年12月下旬に提出して指定するため、例年2月から3月の指定となることに留意。）

2 指定の促進

激甚災害の指定を早急に受けることにより、災害復旧への安心感を住民に与えることに鑑み、県は、激甚災害の指定を早急に受ける必要があると認めるときは、国の機関と密接に連絡調整を行い、指定の促進を図る。

3 特別財政援助額の交付手続

- (1) 市町村は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出する。
- (2) 県の各部局は、激甚災害の指定を受けたときは、激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき、負担を受けるための手続等を実施する。（年度末に精算）

災害応急対策編（共通）第2部 組織体制計画

第1章 組織及び体制

（県危機管理部、県関係部局）

第1節 目的

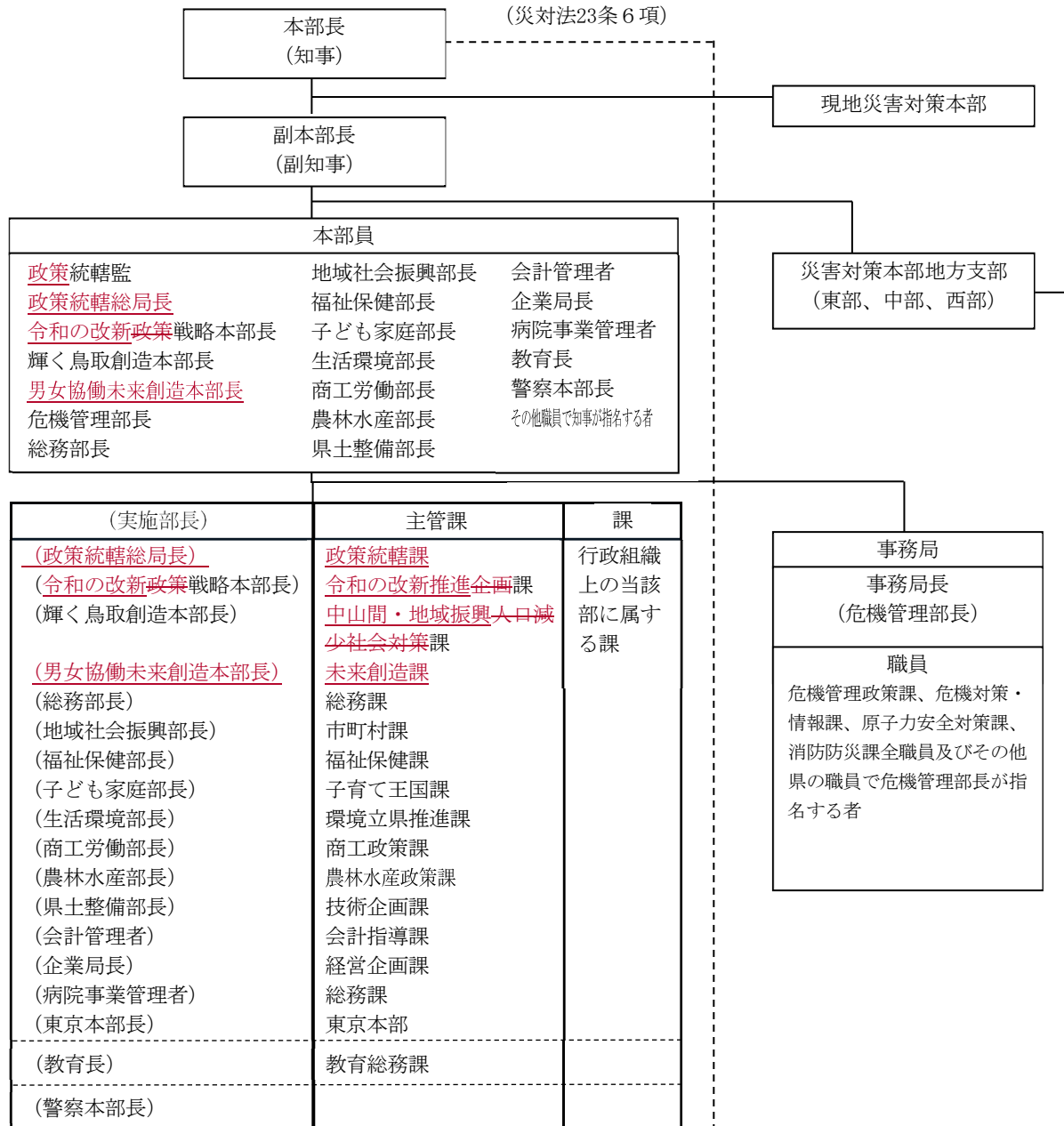
この計画は、県、市町村及びその他防災機関が災害の発生に対し、速やかにその初動体制を確保し、また、総合的な災害応急対策を実施するための組織の編成、運用を目的とする。

第2節 鳥取県災害対策本部等

知事は、鳥取県内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、速やかに鳥取県災害対策本部（以下、この編において「県本部」という。）を設置するものとする。（原子力災害対策にかかわる災害対策本部等については原子力災害対策編に記載）

鳥取県災害対策本部

（災対法23条6項）



補助機関

地方機関及びその構成所属

（災害対策本部地方支部を構成するにあつては、当該地方支部が設置されたときはその組織に属するものとする。）

1 鳥取県災害対策本部

(1) 県本部の組織

ア 本部長

- (ア) 本部長は、知事がその任務に当たる。本部長は県本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- (イ) 知事が不在等の非常時には、自衛隊等への災害派遣要請等の知事権限委譲順位を次のとおりとする。

第1位 副知事 第2位 政策統轄監 第3位 危機管理部長

イ 副本部長

- (ア) 副本部長は、副知事がその任務に当たる。
- (イ) 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

ウ 本部員

- (ア) 本部員は、政策統轄監、政策統轄総局長、令和の改新政策戦略本部長、輝く鳥取創造本部長、男女協働未来創造本部長、危機管理部長、総務部長、地域社会振興部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、生活環境部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、会計管理者、企業局長、病院事業管理者、教育長、警察本部長、その他職員で知事が指名する者を充てる。
- (イ) この際、災害対策の決定に当たって男女共同参画の視点から点検するため、本部員の男女構成について、あらかじめ十分配慮するものとする。
- (ウ) 本部員自らがその任務に当たることができないときは、あらかじめ定めた職員がその任務に当たる。

エ 本部員付

本部員付は、本部員及び事務局と実施部との連絡調整等を行うものとし、各実施部においては、あらかじめ複数の担当職員とその参集すべき順位を定めておくものとする。

オ 実施部

- (ア) 実施部は、各部局で構成し、主管課は各部局の主管課（県土整備部は技術企画課）とする。実施部は、それぞれの所掌事務に従い、災害応急対策の実施に当たる。
- (イ) 特に指示がない限り平時の執務室を拠点として災害対策に当たるものとするが、被災等により平時の執務室が使用不能となった場合の代替施設をあらかじめ定めておくものとする。

カ 事務局

- (ア) 事務局は、災害対策本部長の意思決定を補佐する。
- (イ) 事務局は、災害対策本部室内に設置し、危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課全職員並びにあらかじめ決められた他課の職員で構成する。
- (ウ) 事務局長は、危機管理部長をもって充てるものとする。
- (エ) 事務局は、「鳥取県災害対策本部事務局設置運営要領」及び「鳥取県災害対策本部事務局応援職員運営要領」に基づき、災害応急対策実施のための連絡調整業務を行う（要領は資料編のとおり）。

キ アドバイザー等

- (ア) 県本部は、災害対策を円滑に実施するため、必要に応じ関係者（鳥取県防災顧問、鳥取地方気象台職員、国土交通省中国地方整備局職員、自衛隊連絡幹部、緊急消防援助隊連絡員（東部消防局）など）を招集することができる。
- (イ) また、ライフライン復旧作業を調整するための連絡員を関係機関から招集し、各機関と必要な調整を行う。

(2) 設置の場所

- ア 県本部の設置場所は、県庁第二庁舎3階及び4階とする。なお、県庁第二庁舎が使用不可能な場合は、県東部庁舎等適切な場所に設置するものとする。
- イ さらに、東部地区に大災害が発生し、これらのいずれの施設も県本部として使用できなくなった場合は、中部総合事務所又は西部総合事務所に設置するものとする。

(3) 設置及び廃止の基準

- ア 県本部の設置の基準は、第2章「配備及び動員」による。
- イ 県本部は、概ね次の基準により知事が廃止する。
 - (ア) 県内各地域における危険がなくなつたと認めるとき。
 - (イ) 当該災害に係る応急対策及び二次災害防止対策が概ね終了したと認めるとき。

(4) 設置及び廃止の公表

- ア 県本部事務局は、県本部が設置されたときは直ちにその旨を、県関係機関（県庁内を含む）、国（総務省消防庁）、市町村、報道機関及び指定（地方）公共機関、指定地方行政機関に対し、電話（有線、無線）、ファクシミリ、電子メール、庁内放送、文書等により公表（通知）するとともに、県本部（本部長、本部員、事務局各班、通信途絶に備えた衛星携帯電話）の連絡先の周知を図るものとする。
- イ 県本部が廃止されたときは、同様に設置の公表に準じてその旨を公表する。

(5) 県本部の任務等

- ア 県本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに本計画の定めるところにより災害応急対策を実施するものとし、すべての本部員が災害に対する応急処置に全力を尽くすものとする。
- イ 県本部の実施すべき主な事項は次のとおりである。
 - (ア) 災害発生時の対応方針の決定及び関係機関との調整
 - (イ) 災害に係る各種情報収集

(ウ)緊急輸送路確保のための連絡調整

(エ)関係機関への応援要請と組織間調整（要請手続等については、第4部「防災関係機関の連携推進計画」の各章を参照）

(オ)国（現地対策本部）との連絡調整

(カ)食糧、生活関連物資等の調達・供給に係る調整

(キ)円滑かつ迅速な災害応急対策のための各種連絡調整

(ク)住民の安心安全情報の提供

ウ 県本部の所掌事務

(ア)県本部（実施部及び事務局）の所掌事務は、別表「県本部（実施部及び事務局）所管組織の所掌事務（応急対策）」のとおりとする。

(イ)県本部が設置されていないときであっても、各課は、県本部の所掌事務にしたがって災害対策を実施するものとする。

(ウ)なお、所管が不明確な事務や、部局横断的な対応が必要とされる事務については、危機管理部長が総合調整を図り、その都度決定するものとする。

エ その他の県の組織

県の地方機関、企業局事業所、教育機関は、鳥取県行政組織規則（昭和39年3月鳥取県規則第13号）、鳥取県企業局組織規程（昭和38年5月鳥取県企業管理規程第1号）、鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和39年4月鳥取県教育委員会規則第5号）に定める事務のほか、主管部長の指示にしたがって必要な事務を処理するものとする。

オ ワーキングチームの設置

部局横断的な課題については、必要に応じて関係部局職員で構成するワーキングチームを設置し、対応にあたるものとする。

(6) 災害対策本部会議の開催

県本部では、災害対策本部会議（以下「本部会議」という）を適宜開催し、必要な災害対策について協議するものとする。

ア 本部会議の構成

(ア)本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。なお、状況に応じて必要な本部員が本部会議に参加するものとする。

(イ)本部長は、災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めるものとする。また、必要に応じて本部会議をテレビ会議システムにより開催し、被災市町村から直接被災状況や支援ニーズを聞き取る、必要な対策を協議する等により、被災市町村の実情に応じた支援を行うものとする。

(ウ)広域的な医療救護対策が必要な場合で、鳥取市が災害対策本部を設置していないときは、保健所設置市である鳥取市（保健所長等）が本部会議に出席する等の必要な協力を得て、一体的かつ迅速的確な対策の確保を図るものとする。なお、鳥取市が災害対策本部を設置している場合は、災害対策本部会議を合同で開催することをもって代えるものとする。

(エ)本部会議の庶務は、事務局が担当するものとする。

イ 本部会議の開催

(ア)本部長は、県本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集するものとする。

(イ)本部員は、本部会議の開催を必要と認めるときは、その旨を事務局長（危機管理部長）に申し出るものとする。

(ウ)なお、県本部の設置直後の第1回会議は、本部長参集と同時に速やかに（概ね60分以内を目途）開催するものとし、その後は対応状況を勘案して開催するものとする。

ウ 本部会議の協議事項

(ア)県本部の配備体制に関すること

(イ)災害情報及び被害状況の分析並びにこれに伴う対策活動の基本方針に関すること

(ウ)市町村長に対する災害対策の指示に関すること

(エ)指定行政機関、指定地方公共機関等に対する応急措置の実施の要請及び他県に対する応援の要求に関すること

(オ)その他災害対策に関する重要事項

(7) 本部会議の検討項目

本部会議においては、主として部局間で検討が必要なものについて検討するものとし、主な項目は次表のとおりである。

開催時期		検討すべき項目	判断に必要な情報
発生直後（発災期） 1日目（災害拡大期） 1～3日後（災害沈静期） 3日後～（災害沈静期）	1	県の体制（地方支部、現地本部の設置等）	気象情報や震度情報、既存の被害想定資料などに基づく俯瞰的な被害見積もり（火災発生を含む）
		2 救助勢力を集中的に投入すべき地域の決定	上記1の被害見積もり
		3 情報収集体制（県消防防災ヘリの運用、被災地域への職員派遣等）	県消防防災ヘリの活動状況、県・市町村庁舎のインフラ機能
		4 自衛隊、緊急消防援助隊、海上保安庁への災害派遣要請（原則、自衛隊に対する情報収集派遣を要請）	上記1の被害見積もり、活動拠点（空港など）や緊急輸送道路の被災及び迂回路の状況
	5	災害救助法の適用	4号適用の可能性及び内閣府との協議 ※4号適用は時機を失すると適用困難
		6 県の部局間の弾力的な職員応援	職員の被災、登庁状況（総合事務所を含む）
		7 市町村への緊急支援要員の派遣（災害時市町村支援チーム、医療応援ほか）	市町村からの応援要請状況、医療関係従事者の対応状況
		8 非常用食糧、生活関連物資の支援	避難者数の見積もり、応援協定等に基づく調達可能数量の把握、輸送手段の調整
	9	応援協定に基づく他自治体等への応援要請	外部応援が必要な対策、国・全国知事会等との調整状況
		10 広報戦略	県民の必要とする情報、緊急に県民に周知が必要な情報
		11 気象予測を見越した二次災害の防止対策	今後の気象推移、余震の発生見込み等
		12 市町村への専門職員派遣（土木関係、保健師等）	市町村からの要請状況、メンタルケア対策の対応状況
	13	応援協定に基づく他自治体への応援要請、特に職員派遣	市町村での避難所運営等に必要な職員数、ボランティア等の活動状況
		14 職員ローテーションの検討	夜間対応に必要な職員数の把握
		15 支援施策の検討	被害特性の把握、県民のニーズ
		16 仮設住宅の建設	市町村からの要請状況、建設用地の確保
	17	風評被害対策	風評被害の状況
		18 災害復興本部への移行	応急対策の実施状況

※ 災害発生時には、上表を参考に災害特性を踏まえて弾力的に検討

(8) 本部会議の公開

本部会議は、原則として公開とする。

(9) 対策実施に当たっての部局間の連携、応援及び業務分担の調整

本部会議の決定事項については、当該対策を直接実施する部局の本部員のみならず他のすべての本部員が緊密な連絡のもとでその実施を図るものとする。

また、応急対策の実施に当たっては、特定の部局に業務が集中して実施が困難とならないよう、業務量や緊急性等を踏まえて適宜部局間の人員応援や業務分担について調整するものとする。

(10) 複合災害発生時の対応

複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生した場合は、県災害対策本部は必要に応じて要員の所在調整等を行うとともに、本部内の情報共有、連絡調整等を緊密に行う等、効率的かつ実効的な組織運営を図るものとする。県現地災害対策本部についても、必要に応じて同様の配慮を図るものとする。

2 鳥取県災害対策本部地方支部

知事は、地方における災害対策の円滑な遂行を図るため、県本部に必要な災害対策本部地方支部（以下この編において「支部」という。）を置くこととする。

(1) 支部の名称、所管区域等は、次のとおりとする。

支部の組織

名称	所管区域	支部長	支部員	主管機関
東部支部	鳥取市、岩美郡、八頭郡	東部地域振興事務所長	東部県税事務所長 東部建築住宅事務所長 東部農林事務所長 東部農林事務所八頭事務所長 鳥獣対策センター 所長 鳥取県土整備事務所長 八頭県土整備事務所長	東部地域振興事務所東部振興課

名称	所管区域	支部長	支部員	主管機関
			鳥取家畜保健衛生所長、企業局東部事務所長 東部教育局長 その他職員で支部長が指名する者	
中部支部	倉吉市、東伯郡	中部総合事務所長	中部総合事務所 中部総合事務所県民福祉局長 中部総合事務所倉吉保健所長 中部総合事務所環境建築局長 中部総合事務所農林局長 中部総合事務所県土整備局長 中部県税事務所長 倉吉家畜保健衛生所長、企業局東部事務所長 中部教育局長 その他職員で支部長が指名する者	中部総合事務所 県民福祉局
西部支部	米子市、境港市、 西伯郡、日野郡	西部総合事務所長	西部総合事務所 西部総合事務所県民福祉局長 西部総合事務所米子保健所長 西部総合事務所環境建築局長 西部総合事務所農林局長 西部総合事務所米子県土整備局長 日野振興センター所長 日野振興センター日野振興局長 日野振興センター日野県土整備局長 西部県税事務所長 西部家畜保健衛生所長、境港水産事務所長、 企業局西部事務所長、西部教育局長 その他職員で支部長が指名する者	西部総合事務所 県民福祉局

(2) 支部の組織

支部に支部長、支部員及びその他の職員で構成する実施部、事務局を置く。

ア 支部長

(ア) 支部長は当該地域を管轄する総合事務所長（東部圏域においては東部地域振興事務所長）をもって充てる。

(イ) 支部長は本部長の命を受け、支部の事務を総括する。

イ 支部員

(ア) 支部員には、(1)の「支部の組織」の表に掲げる職にある者を充てる。この際、災害対策の決定に当たって男女共同参画の視点から点検するため、支部員の男女構成について、あらかじめ十分配慮するものとする。

(イ) 支部員は、支部長の命を受け、支部の事務に従事する。

ウ 実施部

実施部は、支部長及び支部員が所属する地方機関等で構成し、それぞれの所掌事務に従い、災害応急対策の実施に当たる。

エ 事務局

(ア) 事務局は支部の災害対策室内に設置し、支部員の事務を補助する。

(イ) 事務局職員は、支部長及び支部員がその所属する地方機関等の職員のうちから指名するものとする。

(3) 設置の場所

支部の設置場所は、当該区域を所管する県総合事務所（東部圏域においては県東部庁舎又は八頭庁舎）とする。

(4) 設置及び廃止の基準

ア 支部の設置基準は、第2章「配備及び動員」による。

イ 支部の廃止基準は、次のとおりとする。

(ア) 当該区域を所管する県総合事務所（東部圏域においては県東部庁舎又は八頭庁舎）に現地災害対策本部が設置されたとき

(イ) 県本部が廃止されたとき

(ウ) その他、知事が必要と認めたとき

(5) 設置及び廃止の公表

支部の設置及び廃止の公表は、県本部の設置及び廃止の公表に準ずるものとする。

(6) 支部の任務等

支部の所掌事務は次のとおりとする。

ア 所管区域の災害に関する情報の収集及び県本部に対する報告に関すること。

イ 災害予防及び災害応急対策の実施についての連絡調整に関すること。

ウ 関係機関との連絡に関すること。

エ その他本部長が命じた事項に関すること。

(7) 支部連絡会議

ア 支部連絡会議の構成

(ア) 支部に、支部長及び支部員で構成する支部連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(イ) なお、状況に応じて必要な支部員が支部連絡会議に参加するものとする。

イ 支部連絡会議の開催

連絡会議は支部長が主宰する。ただし、支部長が主宰できないときは、あらかじめ支部長が指名する支部員がこれを代理する。

ウ 支部連絡会議の協議事項

連絡会議は、支部員の所属する地方機関等の所掌事務に係る災害応急対策の実施に関する事項について連絡調整を図るものとする。

(8) 支部連絡会議の公開

支部連絡会議は、原則として公開とする。

(9) オブザーバーの派遣要請

支部長は、必要に応じ、本部長に対してオブザーバー又は連絡要員の支部への派遣について要請するものとする。

(10) その他

ア 支部員の所属する地方機関等の所掌事務に係る災害に関する情報は当該支部員がこれを収集し、当該地方機関等を所掌する部の部長たる本部員に報告するとともに、支部連絡会議に報告するものとする。

イ 各支部の支部員は、災害が発生するおそれがあると認めたときは、支部が開設されていない場合でも、災害情報の収集及び伝達のための必要な措置を講ずる。

ウ 「鳥取県災害対策地方支部運営要領」によるほか、同要領に基づき支部が作成した運営マニュアルにより支部運営に当たるものとする。（要領は資料編のとおり）

3 鳥取県現地災害対策本部

本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設置場所を定めて、現地災害対策本部（以下この編において「現地本部」という。）を設置することができるものとする。

(1) 現地本部の組織

現地本部に現地本部長、現地副本部長、現地本部員及びその他の職員を置く。

ア 現地本部長

(ア) 現地本部長は、当該地区を所管する支部長をもって充てる。ただし、所管区域が複数の支部にまたがるときは本部長が指名する。

(イ) 現地本部長は、本部長の命を受け現地本部の事務を総括して所轄の職員を指揮監督するものとする。

イ 現地副本部長

現地副本部長は現地本部長が指名するものとし、現地本部長を補佐する。

(2) 設置の場所

現地本部の設置場所は本部長が定めるものとするが、原則として当該地区を所管区域とする支部の県総合事務所（東部圏域においては県東部庁舎又は八頭庁舎）内に設置する。

(3) 設置及び廃止の基準

災害の規模その他の状況により災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるとき設置するものとする。

(4) 設置及び廃止の公表

現地本部の設置及び廃止の公表は、県本部の設置及び廃止の公表に準ずるものとする。

(5) 現地本部の公開

現地本部は、原則として公開とする。

(6) 現地本部の任務等

ア 現地本部は、災害地において県本部の事務の一部を行うものとし、その内容については県本部の本部会議において決定するものとする。

イ 現地本部長は、災害が大規模で所管区域の市町村役場、消防機関等が災害の状況を把握できないと認めるときは、被災地の市町村役場及び被災地の情報を直接収集・分析し、県本部に報告するものとする。

ウ なお、情報収集に当たっては、県本部事務局と密接な連絡のもとに活動するものとする。

(7) 現地本部の運営その他必要な事項は、その都度本部長又は現地本部長がこれを定める。

第3節 鳥取県災害警戒本部

危機管理部長は、県本部が設置されない段階で災害に対する警戒のため必要と認めるときは、鳥取県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置する。

1 警戒本部の組織

警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長、本部長付を置く。

(1) 警戒本部長

ア 警戒本部長は、危機管理部長がその任務に当たる。

イ 警戒本部長は警戒本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

ウ 警戒本部長が不在等の非常時には、以下の順序により任務を代理する。

第1位 次長

第2位 次長兼危機管理政策課長

(2) 警戒副本部長

ア 警戒副本部長は、次長がその任務に当たる。

イ 警戒副本部長は本部長を補佐する。

(3) 本部長付

ア 危機対策・情報課長、危機管理専門官を本部長付とする。

イ 本部長付は、被災地に対する応援派遣の検討、本部長の指示する特命事項等の任務に当たる

(4) 事務局

ア 警戒本部事務局職員は、危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課全職員とする。

イ なお、県水防本部との連携などのため、必要に応じて他部局の職員を加えるものとする。

(5) 災害対策本部事務局への移行

警戒本部事務局職員（他部局の職員を除く。）は、県本部が設置されたときは速やかに県本部事務局職員としての任務につくものとする。

2 設置の場所

警戒本部は、県災害対策本部室に置くものとし、必要に応じて第二庁舎4階災害オペレーション室会議室に移行するものとする。

3 設置及び廃止の基準

(1) 警戒本部の設置の基準は、第2章「配備及び動員」のとおりとする。

(2) 警戒本部は、概ね次の基準により危機管理部長が廃止する。

ア 体制が第2章「配備及び動員」に定める注意体制又は非常体制に移行した場合。

イ 県内各地域における警戒の必要がなくなったと認めるとき。

4 設置及び廃止の公表

警戒本部を設置したときは、その旨を直ちに各部局主管課及び各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）並びに警察本部及び消防局等の関係機関に連絡するものとする。なお、警戒本部を廃止したときも同様とする。

5 警戒本部の公開

警戒本部は、原則として公開とする。

6 警戒本部の任務等

警戒本部の主な任務は以下のとおりとする。

(1) 気象情報、被害情報等の収集及び関係機関等への伝達

(2) 県ホームページ等による情報提供や注意喚起

(3) 台風の接近が予想される等の場合、必要に応じて気象台と連携し台風説明会等を開催

(4) 災害対策本部への移行を視野に入れた段階的な所要の準備の推進、災害への警戒、監視及び初動の対応

7 その他

その他「鳥取県災害警戒本部設置運営要領」による。（要領は資料編のとおり）

第4節 その他の応急対策を実施する組織

1 鳥取県危機管理委員会又は鳥取県緊急対応チームの招集

県本部や警戒本部を設置していない場合の所管が明確でない又は複数の部局・機関に関連する災害対策に関する初動対応については、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、その緊急性や重要性のレベルや推移に応じて「鳥取県危機管理委員会」、又は「鳥取県緊急対応チーム」又はを招集し、「情報連絡室」を設置し、情報の集約、関係部局・機関との連絡調整等必要な初動応急対策を集中的に実施するものとする。

(1) 組織

区分	構成員	
	鳥取県危機管理委員会	鳥取県緊急対応チーム
議長	知事	危機管理部長
副議長	副知事	危機管理部次長
委員	政策統轄監、危機管理部長、 <u>政策統轄総局長、令和の改新政策戦略本部長、輝く鳥取創造本部長、男女協働未来創造本部長</u> 、総務部長、地域社会振興部長、福祉保健部長、子ども家庭部長、生活環境部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、企業局長、病院事業管理者、教育委員会教育長、警察本部長が指名する部長	次長兼危機管理政策課長、危機対策・情報課長、消防防災課長、危機管理担当参事監・参事、その他関係課長、警察本部長が指名する課長
事務局	危機対策・情報課の職員	

※情報連絡室は、危機管理部（危機対策・情報課）に設置する。

(2) 設置場所

鳥取県危機管理委員会又は鳥取県緊急対応チームの設置の場所は、県災害対策本部室（県庁第二庁舎）とする。

(3) 鳥取県危機管理委員会及び鳥取県緊急対応チームの任務等

鳥取県危機管理委員会及び鳥取県緊急対応チームの所掌事務は次のとおりとする。

- ア 情報の共有
- イ 対応方針の決定
- ウ 対応部局の役割分担と連携要領の決定
- エ 対策本部等の設置の決定
- オ 広報活動に関すること
- カ その他必要な事項

(4) 県本部への移行

県本部等が設置された場合は、これらに移行する。

2 危機管理担当参事の設置

県の危機管理体制の確立のため、「鳥取県危機管理対応指針」に基づき、以下に示す職にある者を危機管理担当参事に指名する。危機管理担当参事は、平素において危機対策・情報課と連携し、県の危機管理体制の強化を推進する。

（政策統轄総局）政策統轄課長

（令和の改新政策戦略本部）令和の改新推進企画課長、広報課長

（輝く鳥取創造本部）中山間・地域振興人口減少社会対策課長

（男女協働未来創造本部）未来創造課長

（総務部）総務課長

（地域社会振興部）市町村課長

（福祉保健部）福祉保健課長

（子ども家庭部）子育て王国課長

（生活環境部）環境立県推進課長

（商工労働部）商工政策課長

（農林水産部）農林水産政策課長

（県土整備部）技術企画課長

（教育委員会）教育総務課長

3 危機管理担当参事監の設置

県の危機管理体制の強化を推進するため、総合事務所県民福祉局長及び日野振興局長が危機管理担当参事監を兼務する。（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課長が危機管理担当参事を兼務する。）

第5節 その他の組織等

1 水防組織

水防組織については、風水害対策編第2部第1章「水防計画」の定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

2 警察本部の警備体制

警察本部の警備体制については、警察本部の定める「鳥取県警察災害警備計画」によるものとする。

その概略は、災害応急対策編（共通）第4部第5章「災害警備の実施」のとおりである。

3 各種委員会等の協力

知事は、災害応急対策上必要があると認めるときは、人事委員会等の各種委員会（教育委員会を除く。）、監査委員又は議会に対し協力を求め、災害対策の万全を期するものとする。

（参考）県が設置する本部等

所管業務区分	名称	本部長等	設置の時期	廃止・移行	記載箇所
緊急消防援助隊	鳥取県消防応援活動調整本部	県消防防災課長	緊急消防援助隊の出動が決定したとき（複数の消防局にわたる場合等）		災害応急対策編（共通）第4部第4章「消防活動」
被災建築物の応急危険度判定	応急危険度判定支援本部	県住宅政策課長	震度5強以上の地震が発生した場合又は市町村から要請があった場合であって、県対策本部長から指示があったとき		災害応急対策編（共通）第11部第2章「地震被災建築物の応急危険度判定」
	応急危険度判定支援支部	県の総合事務所環境建築局建築住宅課長ほか			
被災宅地の危険度判定	危険度判定支援本部	県まちづくり課長	市町村から要請があったとき		災害応急対策編（共通）第11部第3章「被災宅地の危険度判定」
	危険度判定支援支部	県の県土整備事務所長・総務課長			

所管業務区分	名称	本部長等	設置の時期	廃止・移行	記載箇所
		合事務所県土整備局長			
災害時の保健医療・福祉	保健医療福祉対策本部	県福祉保健部長	次に掲げる場合であって必要と認めるとき ア 県災害対策本部の設置 イ 県災害対策本部未設置だが、医療救護活動等が必要となるおそれがある場合		災害応急対策編（共通）第6部第1章「医療（助産）救護の実施」 「鳥取県災害時公衆衛生活動マニュアル」 「鳥取県災害医療活動指針」
	保健医療福祉対策支部	各総合事務所保健所長、鳥取市保健所長			
災害時の防疫	災害防疫対策本部	県感染症対策センター所長	必要に応じて	県災害対策本部が設置された場合はこれに含まれる	災害応急対策編（共通）第9部第3章「防疫の実施」
	現地災害防疫対策本部	各総合事務所保健所長、鳥取市保健所長			
災害復興	災害復興本部	知事	必要に応じて（災害復興時）		災害応急対策編（共通）第16部第2章「災害復興」
水防	水防本部	知事（県河川課）	常時設置	県災害対策本部が設置された場合は統合	風水害対策編第2部第1章「水防計画」
県教育委員会	教育委員会災害対策本部	教育次長	大規模災害の発生によって鳥取県災害対策本部が設置された場合		「教育関係機関の災害情報収集要領」

第6節 関係機関との連携体制

県（災害対策本部事務局、災害警戒本部事務局又は危機管理部）は、必要に応じて、関係機関（道路管理者、警察、気象台、市町村等）と災害に係る情報を交換し、各機関が実施する災害対応について調整することを目的として、合同対策協議を実施するものとする。合同対策協議はWEB会議システムを活用して行うこととし、各機関は合同対策協議を行うための必要な体制を整備するものとする。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 市町村災害対策本部に係る事項

- (1) 組織
- (2) 設置場所
- (3) 設置及び廃止の基準
- (4) 設置及び廃止の公表
- (5) 市町村長が不在の場合の本部長代行順位
- (6) 本部の任務等
- (7) 本部会議の開催
- (8) 支所等の位置付及び体制
- (9) 庁舎が被災した場合の代替場所等

2 市町村現地対策本部に係る事項

- (1) 組織
- (2) 設置場所
- (3) 設置及び廃止の基準
- (4) 設置及び廃止の公表
- (5) 現地対策本部の任務等

3 市町村警戒本部等の市町村対策本部以外の市町村の災害対応組織

4 避難指示発出などの市町村長権限移譲順位

5 その他必要な事項

第2章 配備及び動員

（県危機管理部ほか関係各部局）

第1節 目的

この計画は、災害時において災害を防御し、又はその拡大を防止するために、平素から防災に関する配備体制及び動員体制を確立し、災害応急対策を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2節 配備計画

1 県における配備体制の種別の基準

- （1）災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するためとすべき体制は原則として別表「配備動員表」のとおりとし、必要に応じて増員を行う等、適切な配備動員を行うものとする。
- （2）なお、県の体制が各配備体制に移行した際には、各部局及び各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）等に周知を図るものとする。

第3節 BCP発動による資源調整

1 県におけるBCPの発動

（1）BCPの発動

県（総務部）は、災害時において、災害応急対策業務を含む非常時優先業務を迅速かつ確実に実施するため、「鳥取県庁業務継続計画（鳥取県庁BCP（本庁版））（以下、「県庁BCP」という。）」に基づき、基準に合致するときは県庁BCPを発動し、人的資源の調整や、優先度の低い業務の一時的な停止等を行うものとする。

（2）BCP発動の範囲

県庁BCPが発動された場合、その効力は、県庁庁舎のみならず、県の行政組織全体に及ぶものとみなす。

なお、発生した被害等の状況により、県庁BCPに定める対応の一部のみを適用したり、地域によって段階的に対応内容の軽重を設ける等、必要に応じて発動の範囲を調整する。

（3）発動の判断基準

県庁BCPは、次のいずれかに該当する場合に発動する。

なお、アに該当する場合は自動発動とする。

また、イに該当する場合は、総務部長は発動について知事へ協議を行い、知事は発動の要否を決定するものとし、ウ及びエについてはイに準じて発動の要否を決定する。

ア 鳥取県地域防災計画に定める非常体制（2）による災害対応を行う場合

イ 鳥取県地域防災計画に定める非常体制（1）による災害対応を行う場合であって、業務に必要な資源（職員、施設・設備など）に被害が発生している場合

ウ 災害等により業務に必要な資源（職員、施設・設備など）に被害が発生し、非常時優先業務を目標復旧時間内に再開することができない、又は再開することができないおそれがある場合

エ その他、業務に必要な不可欠な主要資源の確保が困難となり、重要業務の遂行に支障が生じている場合

（4）発動の公表

BCPの発動は、非常時優先業務に各種資源を集中して非常時の対応を行うことであり、非常時優先業務ではない業務に係るものは対応を縮小、延期することを県民、関係者に宣言することでもあることから、県は、県庁BCPを発動したときは、市町村、関係機関等へ周知を行う。

なお、発動している内容を変更したときや、体制を解除したときも同様とする。

（5）組織内への周知

県（総務部）は、県庁BCPの発動状況について、職員への周知を図るよう努める。

（6）体制の解除

県（総務部）は、非常時優先業務が高い水準でなされるようになり、資源再配分の調整の必要がなくなった場合に、県庁BCPの発動を解除し、通常の体制に戻す。

2 市町村におけるBCPの発動

市町村は、市町村業務継続計画に基づき、必要に応じてBCPを発動するものとする。

第4節 県における動員計画

1 県における災害対策要員の動員

（1）防災連絡責任者

ア 各主管課及び主管機関の防災連絡責任者

主管課等の防災連絡責任者は、被害状況等の災害情報について、各課防災連絡責任者、事務局等と緊密な連絡のもとに職員の動員に係る連絡調整を行うとともに、災害情報、被害情報の伝達及び収集報告に当たる。

イ 各課の防災連絡責任者

各課の防災連絡責任者は、主管課等の防災連絡責任者と緊密な連携のもとに、各課の職員を動員に係る連絡調整を行うとともに、災害情報、被害状況等について把握、連絡等を図るものとする。

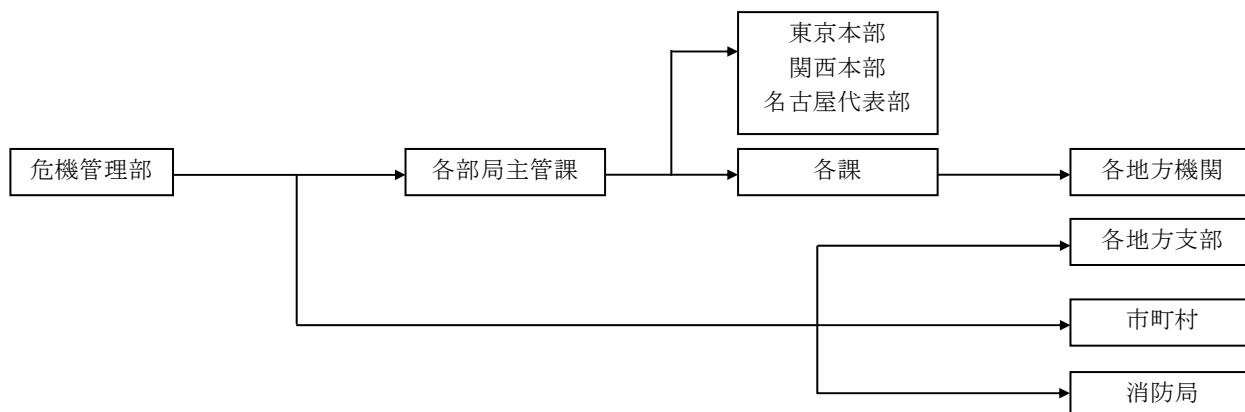
(2) 職員の動員

主管課等の防災連絡責任者は、職員参集・情報提供システムにより気象情報等の配信を受け、あらかじめ防災行動マニュアル等に定めた参集基準に該当する場合は、あらかじめ定めた連絡体制により各課の防災連絡責任者を通じて職員の動員を行う。

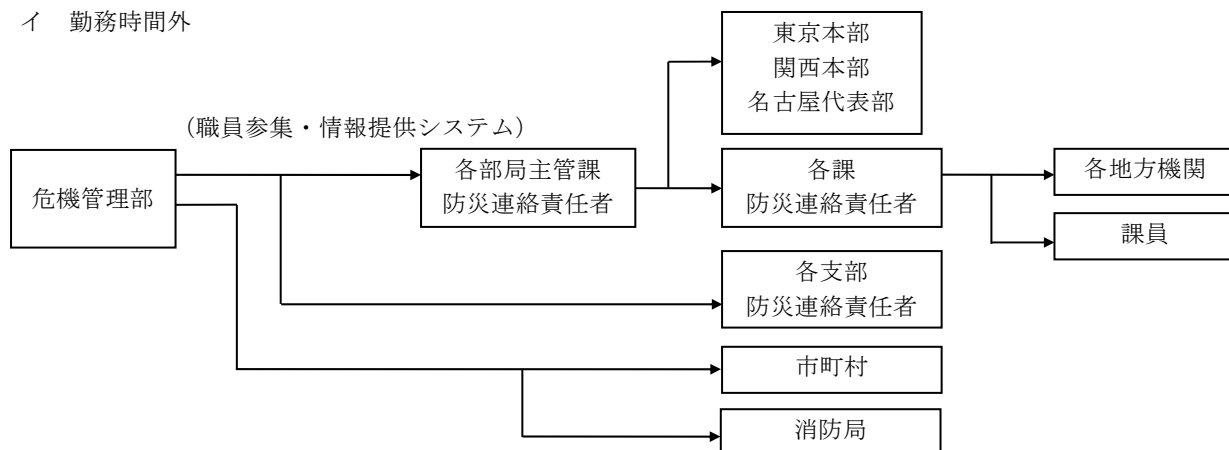
(3) 動員配備の系統

県における職員の動員配備は、次の系統で有線又は無線設備等により伝達し、動員配備するものとする。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



2 職員の登庁

(1) 登庁の基準

ア 職員は常に気象情報等に注意し、課の防災連絡責任者からの連絡を待たず積極的に登庁するよう心がけるものとする。なお、職員は、登庁に当たっては、自らの安全確保に十分留意するものとする。

イ また、職員参集・情報提供システムにより気象情報等の配信を受け、あらかじめ防災行動マニュアル等に定めた参集基準に該当する場合は、速やかに受信状況及び参集の可否を回答し、参集可能であれば速やかに参集するものとする。

ウ 職員安否確認システムによる安否確認の電子メールを受信した場合は、速やかに安否及び参集見込みを回答し、参集可能であれば速やかに参集するものとする。

(2) 登庁の場所

ア 登庁する場所は、原則あらかじめ防災行動マニュアル等で定められた場所とする。

イ 公共交通機関等が寸断されるなどし、所定の参集場所に登庁することが困難なときは、最寄りの県施設（総合事務所等）に参集し、各所属等に状況報告を行うものとする。

(3) 登庁時の留意事項

登庁時は、登庁経路における被災状況の把握に努めるものとする。

(4) 県（総務部）は、職員の参集状況や安否状況の把握に努めるものとし、必要に応じて各部局（主管課）及び各総合事務所（県民福祉局。東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）等に対し職員の参集状況等について報告を求めるものとする。

3 災害対応が長期にわたる場合の動員計画

- (1) 非常体制の場合、多くの職員を長時間にわたり災害応急対策に従事させる必要があるため、各所属長は職員の健康管理を十分に行い、適宜休息時間を設けるなど従事職員の適切な交替に配慮するものとする。
- (2) 特に、非常体制（2）の場合は、県本部の総力をもって全職員が災害応急対策にあたることとされているが、長期の対応が必要となるため、早期にローテーション計画を作成し、計画的な職員動員を行い、職員の健康に配慮するものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 市町村における災害対策要員の動員

- (1) 動員手段（勤務時間内・勤務時間外）
- (2) 動員系統（勤務時間内・勤務時間外）

2 職員の登庁

- (1) 登庁の基準
- (2) 登庁の場所

3 災害が長期にわたる場合の動員計画の確立

別表「配備動員表」

種別	本部等の設置体制		配備の基準（時期）			配備要員	主な対応
	本部	支部	風水害	地震・津波	大規模事故等		
注意体制	—	—	1 次の気象注意報の1以上が発表されたとき。 (1)大雨注意報 (2)高潮注意報 (3)洪水注意報 (4)大雪注意報 (5)雷注意報（ただし、竜巻に係る気象情報とセットの場合） 2 気象警報（警戒体制（1）となる気象警報を除く。）が発表されたとき。 3 次の水防警報のいずれかが発表されたとき。 (1)待機 (2)準備	県内で「震度3」の地震が発生した場合	—	関係課においてあらかじめ定められた職員	関係各課においては、気象情報等についての収集連絡を行うとともに、その他必要な措置を講ずるものとする。
警戒体制（1）	—	—	1 次の気象警報の1以上が発表されたとき。 (1)大雨警報 (2)洪水警報 (3)高潮警報 (4)大雪警報 (5)暴風警報（ただし、陸上での最大風速が25m/s以上となることが予想される時） (6)暴風雪警報（ただし、陸上での最大風速が25m/s以上となることが予想される時） 2 次の指定河川洪水予報のいずれかが発表されたとき。 (1)洪水注意報 (2)洪水警報 3 次の水防警報のいずれかが発表されたとき。 (1)出動 (2)指示 4 その他危機管理部長が必要と認めたとき。	県内で「震度4」の地震が発生した場合	—	関係課においてあらかじめ定められた職員	1 関係各部署においては、防災活動に従事するとともに、適宜部長会議等を開き情報連絡を行い対策を協議するものとする。 2 関係各部署においては、非常体制配備等に対する準備を行うものとする。 3 総合事務所（東部圏域においては東部地域振興事務所）においては、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町村に情報連絡員を派遣するものとする。（警戒体制（2）の場合）
警戒体制（2）	鳥取県災害警戒本部 【事務局】 危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課の職員及び危機管理部長がそのつど必要と認める応援職員	—	1 次の気象情報の1以上が発表されたとき。 (1)土砂災害警戒情報 (2)記録的短時間大雨情報 (3)顕著な大雨に関する情報 (4)顕著な大雪に関する情報 2 次のいずれかに該当し、危機管理部長が必要と認めたとき。 (1)台風の暴風域が本県を通過することが見込まれるとき。 (2)指定河川洪水予報「洪水警報」が発表されたとき。 (3)気象庁から線状降水帯による大雨を予測する情報が発表されたとき (4)その他災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。	1 県内で「震度5弱」の地震が発生した場合 2 津波注意報の発表（気象庁又は大阪管区気象台）	大規模事故が発生し、又は発生するおそれのある場合で、危機管理部長が必要と認めたとき	関係課においてあらかじめ定められた職員	関係各課においては、防災活動に従事するものとし、直接関係のない部課の職員にあっては、部長の指示にしたがい、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。
非常体制（1）	鳥取県災害対策本部 【事務局】 危機管理政策課、危機対策・情報課、原子力安全対策課及び消防防災課の職員及び別途危機管理部長が指名する応援職員	鳥取県災害対策本部地方支部※ 【事務局】 地方支部運営マニュアルであらかじめ定められた職員	1 特別警報が発表されたとき。 2 知事が必要と認めたとき。	1 県内で「震度5強～6弱」の地震が発生した場合 2 大津波警報又は津波警報の発表（気象庁又は大阪管区気象台）	1 大規模な火事、爆発その他重大な人為的災害が発生し、知事が必要と認めたとき。 2 その他非常災害が発生し、又は発生するおそれのある場合	関係課においてあらかじめ定められた職員	各部署は防災活動に従事するものとし、直接関係のない部課の職員にあっては、部長の指示にしたがい、いつでも防災活動に従事できるよう待機するものとする。
非常体制（2）			県下およそ全域にわたる風水害が発生し、知事が必要と認めたとき。	1 県内で「震度6強」以上の地震が発生した場合 2 県下およそ全域にわたる大規模な地震災害が発生し、知事が必要と認めたとき	で、知事が必要と認めたとき。	全職員	県関係の全職員をもって防災活動に従事するものとする。

（備考） 1 上掲の基準は、県の地方機関における配備基準にも適用する。
2 県警察本部の配備体制は、県警察本部長の定めるところによる。
3 県水防本部の配備体制は、「水防計画」の定めるところによる。
4 原子力災害にかかる配備体制は「原子力災害対策編」の定めるところによる。
5 平均風速とは、10 分間平均風速を指す。
6 「大津波警報」「緊急地震速報（震度6弱以上又は長周期地震動階級4）」も特別警報に位置付けられている。

※ 地方支部にあっては所管区域に限る

第3章 職員派遣

（県危機管理部、県総務部ほか関係各部局）

第1節 目的

この計画は、職員派遣等、災害時の応急対策を実施する人員の確保について定めることを目的とする。

第2節 実施責任者

災害時の応急対策を実施するために必要な職員の確保は、県、市町村等の防災関係機関においてそれぞれ行うものとする。

第3節 職員の派遣及び要請

1 派遣及び応援の要請決定

- (1) 県及び市町村は、職員の状況を把握し、必要な職種別人員数に対して自ら職員の確保が困難な場合は、指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村に対し、必要職員の派遣又は応援を要請し、職員の確保を図るものとする。
- (2) なお、迅速かつ円滑に実施するため、県及び市町村が締結する様々な災害時応援協定に基づき派遣又は応援を要請するものとする。
- (3) 要請に当たっては、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣（応援）を要請するものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

2 県の実施する措置

- (1) 実施部（又は災害応急対策を実施する部局）は、職員の確保状況について状況の把握に努め、職員が不足している場合には、本部に報告するものとする。
- (2) 県本部（又は危機管理部）は、職員の派遣又は応援の要請が必要と認められる場合は、災害の規模、必要となる応急措置の状況及び緊急性から総合的に判断し、要請先及び要請内容を決定するものとする。
- (3) 要請先との連絡調整は、人事担当部局において行う。

3 市町村の実施する措置

市町村は、県に準じて職員の状況把握及び派遣（応援）の要請を行う。

4 費用負担等

職員派遣に係る人件費、旅費等の費用については、協定の定めによるものとするが、原則応援を受けた者が負担するものとする。ただし、応援を受けた者と応援者が協議して定めた場合はこの限りでない。

第4節 県の応援

1 災害時市町村支援チームの派遣

(1) 災害時市町村支援チームの概要

県内で大規模又は、重大な災害が発生した場合に、被災市町村の初動マネジメント等を支援するため、あらかじめ登録された県職員をチーム編成し、被災市町村に派遣するものである。

(2) チームの構成（職位は目安とし、実状に応じて編成する）

職種	人数	職位	備考
チームリーダー	1名	課長級以上の職員	
連絡調整官		課長補佐級以上の職員	
スタッフ		課長補佐級以下の職員	
情報連絡員	1名		地方支部を所管する所属（総合事務所等）から警戒体制（2）以上等で被災市町村に派遣される職員がいる場合は加える。

(3) 支援チームの主な業務

支援チームは、市町村災害対策本部等において主に次の業務を行うものとする。

- ア 災害対応に関する被災市町村長等の補佐
- イ 被災市町村からの要望、要請への対応

- ウ 実動組織、関係機関等との調整
 - エ 被災市町村と県の連絡調整、被災市町村への支援の調整
 - オ 被災市町村における被害情報、支援ニーズ等の情報収集及び県との情報共有
 - カ 県から被災市町村に派遣された次のチーム等との連携及び支援調整
 - （ア）被災建築物応急危険度判定士
 - （イ）被災宅地危険度判定士
 - （ウ）保健師
 - （エ）鳥取県職員災害応援隊
 - （オ）その他被災市町村支援のために派遣されたチーム、職員
 - キ その他、県災害対策本部長（知事）等が必要と認めた事項
- （4）支援チームの派遣
- ア 県災害対策本部長（知事）が支援チームの派遣を必要と認めたときは、人事企画課は各部局等と協議し、あらかじめ登録した職員の中から優先して編成するものとする。
 - イ 支援チームの派遣期間は1週間程度を基本とし、長期間にわたることが想定される場合は、適宜職員を交代させるものとする。なお、交代に当たっては、チームリーダー、連絡調整官が同時に交代することがないよう、また、新旧のチームが引き継ぎを行う期間を設けるよう配慮するものとし、派遣期間は状況に応じて調整する。
 - ウ 県災害対策本部長（知事）が支援チームの派遣がなくなったと認めたときは、派遣を終了するものとする。
 - エ 支援チームの派遣に当たって必要となる被災市町村への移動手段や活動資機材等については、災害対策本部及び実施部（総務部）が協力して確保するよう努めるものとする。

2 被災市町村への情報連絡員の派遣

- （1）県は、災害が県内において発生し、又は発生するおそれのある場合等次のいずれかの基準に該当するときは、当該災害等の基準に該当する市町村の区域を所管する総合事務所長（鳥取市、岩美郡及び八頭郡の区域における災害にあつては東部地域振興事務所長、日野郡の区域における災害にあつては西部総合事務所日野振興センター長。以下「総合事務所長等」という。）は、速やかに当該市町村（当該市町村の支所を含む。以下同じ。）へ情報連絡員を派遣する。
- ア 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪又は津波）の発表
 - イ 単独以上の市町村で、アの発表基準に相当する降水量又は積雪深が認められた場合
 - ウ 土砂災害警戒情報の発表
 - エ 記録的短時間大雨情報の発表
 - オ 顕著な大雪に関する情報の発表
 - カ 震度5弱以上の地震の発生の発表
 - キ 津波注意報又は津波警報の発表
 - ク 市町村が災害対策本部を設置したとき（倉吉市、岩美町又は日野町においては、次に掲げる配備体制以上であるとき）。ただし、震度4以下の地震の発生の発表のみをもって、災害対策本部が設置された市町村を除く。
 - （ア）倉吉市 非常体制
 - （イ）岩美郡岩美町 第1～3配備
 - （ウ）日野郡日野町 第三次非常配備
- （2）総合事務所長等は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるということで市町村から情報連絡員の派遣要請があったとき、又は次のいずれかに該当する場合であつて、危機管理部長若しくは総合事務所長等が情報連絡員派遣の必要があると認めたときは、派遣先市町村へ向かう経路上及び派遣先の安全を確認のうえ、当該市町村へ情報連絡員を派遣する。
- ア 台風の暴風域が本県を通過することが見込まれるとき
 - イ 指定河川洪水予報「洪水警報」又は「水防警報（出動若しくは指示）」が発表されたとき
 - ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が発令されたとき
 - エ 総合事務所長等が所管する区域に顕著な大雨に関する情報が発表されたとき
 - オ 大規模事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき
 - カ その他災害等が発生し、又は発生するおそれのあるとき
- （3）情報連絡員は、次の業務を優先し、支部（又は総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所長））及び県本部等への情報伝達・報告を行い、必要に応じて、情報共有のための連絡会議を実施するものとする。
- ・第1優先業務 派遣先市町村の災害対応等に係る緊急要請があるときの県への報告
 - ・第2優先業務 派遣先市町村の一般被害情報の収集・整理及び県への報告
- （4）情報連絡員は、派遣先市町村の要請に関する県の対応状況について派遣先市町村へ報告するとともに、県等の対応状況、県内他市町村の主な被害と対応状況、県管理施設等の被害状況（特に県民生活に重大な影響を及ぼすもの）と対応状況等について、派遣先市町村へ情報提供するものとする。※「災害時等における情報連絡員業務

要領」による。

3 鳥取県職員災害応援隊の派遣

(1) 鳥取県職員災害応援隊の概要

大規模又は重大な災害の発生時に市町村等が行う災害応急対策活動には大量の人員が必要であることから、県職員の迅速な応援派遣と現地の状況に応じた的確な初動活動を図るために、あらかじめ希望する県職員を隊員として登録し、組織化しておく。被災市町村からの要請等により被災地に派遣され、応援活動を実施する。

なお、必要に応じて本県と応援協定を締結した都道府県等にも派遣される場合がある。

ア 活動内容

被災者の救護、障害物の除去、屋根のシート張り、物資輸送、避難所の運営支援 等

イ 構成

県職員の希望者で構成、応援隊は1隊概ね5名で編成しそれぞれに隊長を置く。

なお、現地連絡調整員として危機管理部等の職員が同行する。

(2) 応援の決定

ア 応援の実施の決定は、市町村長等の要請に基づき、知事が行う。

イ 応援の決定を受け、県（県本部事務局又は総務部人事企画課）は、登録者及び各部局に動員について要請を行い、出動可能な職員を動員する。

(3) 応援の実施

ア 応援隊は、派遣先の市町村長等の指揮下に入り、隊長の監督の下で応援活動を行う。

イ 応援の期間は概ね1週間以内とし、業務内容等により期間の変更又は隊員の交代を行う。

4 被災市町村への派遣職員の通信体制の確立

県本部又は支部から市町村に派遣する職員（情報連絡員、災害時派遣チーム構成員）は、携帯電話、衛星携帯電話等の通信機器を用いて県本部又は支部との通信連絡を行う。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 県、他市町村等への職員派遣
- 2 県、他市町村等への応援要請体制の整備
- 3 県、他市町村等からの派遣要員の受入体制の整備

災害応急対策編（共通）第3部 情報通信広報計画

第1章 気象情報の伝達

（県関係部局、各関係機関）

第1節 目的

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、気象、水防、消防等災害関係予報、警報を迅速かつ的確に伝達することで必要な注意を促し、被害の軽減、拡大防止を図ることを目的とする。

第2節 気象警報等の発表

1 特別警報・警報・注意報の発表・解除及び気象情報の発表

- （1）特別警報・警報・注意報の発表・解除及び気象情報の発表は、鳥取地方気象台が行う（ただし、「大雨警報・洪水警報の危険度分布」、「鳥取県記録的短時間大雨情報」及び「鳥取県竜巻注意情報」は気象庁）。
- （2）二種以上の特別警報・警報・注意報を行った後において、これらのうちの一部の特別警報事項、警報事項又は注意報事項を継続する必要がある場合は、その特別警報、警報、注意報を新たに行って切り替えるものとする。
- （3）一種又は二種以上の特別警報、警報、注意報を行った後において、これらの全部若しくは一部の特別警報事項、警報事項又は注意報事項を継続するとともに、新たに特別警報事項、警報事項又は注意報事項を追加する必要がある場合は、継続するものと追加するものとを併せて、二種以上の特別警報、警報、注意報を新たに行って切り替えるものとする。

2 特別警報・警報・注意報及び気象情報の地域細分

- （1）特別警報・警報・注意報は市町村ごとに発表する。ただし、発表する情報量が多くなることから地域を簡潔に表示する目的で「一次細分区域」「市町村等をまとめた地域」を用いる場合がある。なお、気象情報は全県を対象として発表する。

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村等）
東部	鳥取地区	鳥取市北部、岩美町
	八頭地区	鳥取市南部（鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町）、若桜町、智頭町、八頭町
中・西部	倉吉地区	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
	米子地区	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町
	日野地区	日南町、日野町、江府町

3 特別警報・警報・注意報及び気象情報の種類及び基準等

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、鳥取県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル（警報の危険度分布）」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要	
種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

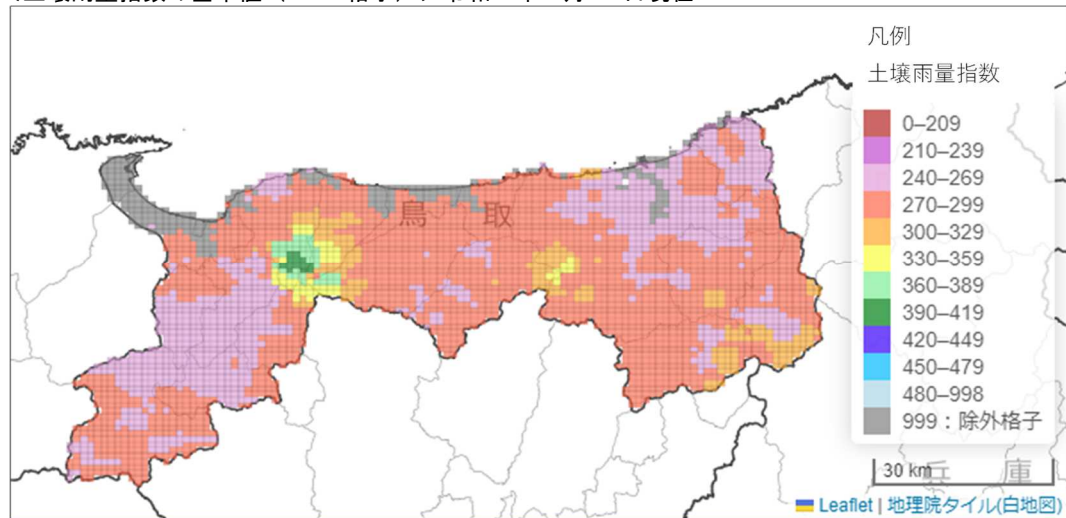
（1）特別警報・警報・注意報

ア 大雨特別警報発表基準

（ア）大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30ミリ以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表する。

＜土壌雨量指数の基準値（1km格子）＞令和6年5月23日現在

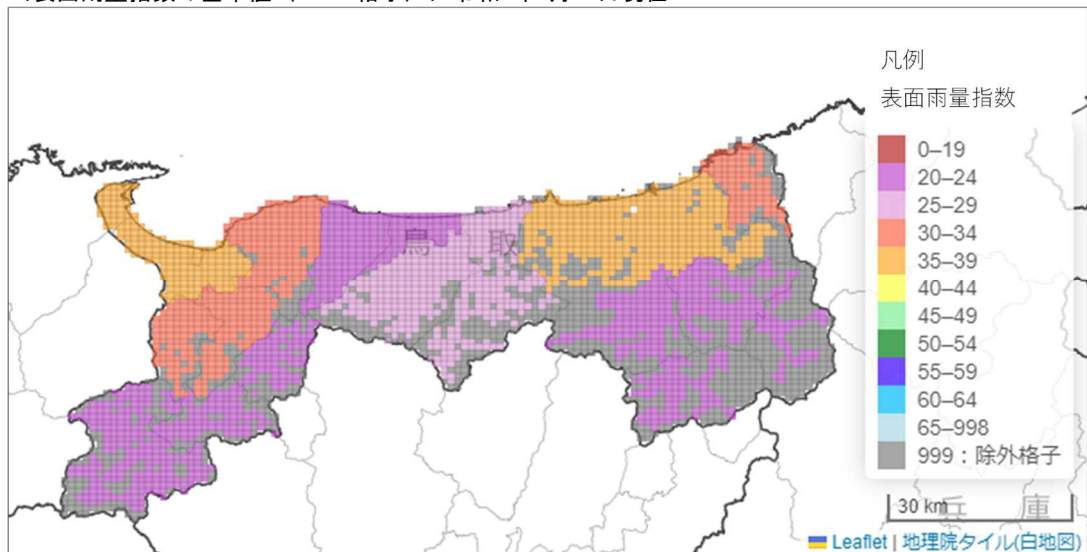


(イ) 大雨特別警報（浸水害）

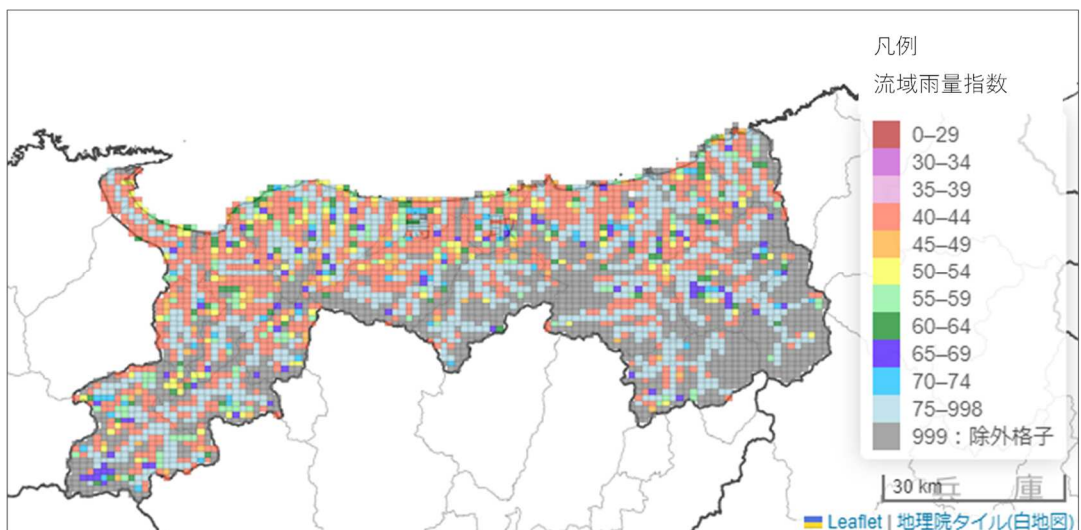
過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、以下の①または②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30ミリ以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表する。

- ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。
- ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

＜表面雨量指数の基準値（1km格子）＞令和6年5月23日現在



＜流域雨量指数の基準値（1km格子）＞令和6年5月23日現在



※流域雨量指数は10倍した値を表示している。

イ 大雨警報・注意報発表基準
(令和6年5月23日現在)

		大雨警報基準		大雨注意報基準	
市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準	表面雨量 指数基準	土壌雨量 指数基準
鳥取地区	鳥取市北部	18	113	9	88
	岩美町	14	110	10	85
八頭地区	鳥取市南部	11	125	7	97
	若桜町	10	114	6	88
	智頭町	10	124	6	96
	八頭町	12	118	9	92
倉吉地区	倉吉市	12	127	7	90
	三朝町	12	125	8	88
	湯梨浜町	12	130	7	92
	琴浦町	12	137	8	97
	北栄町	12	141	8	100
米子地区	米子市	18	124	11	88
	境港市	16	—	11	110
	日吉津村	16	—	11	110
	大山町	15	118	10	83
	南部町	14	108	9	76
	伯耆町	15	113	9	80
日野地区	日南町	10	114	7	80
	日野町	11	109	8	77
	江府町	10	119	7	84

※「鳥取市北部」は鳥取市のうち鳥取市南部の区域を除く区域、「鳥取市南部」は鳥取市のうち河原町、用瀬町及び佐治町の区域。以下本節の各表において同じ。

※注意報・警報の発表は、二次細分区域(市町村等)の単位による。

※大雨警報については、表面雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。

※土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、表中の土壌雨量指数基準、表面雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。

1km四方毎の土壌雨量指数基準値については、気象庁ホームページ

(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。

ウ 洪水警報・注意報発表基準（値は令和6年5月23日現在）

洪水警報基準				
市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による 基準
鳥取地区	鳥取市北部	河内川流域=14.9, 勝部川流域=13.9, 塩見川流域=9.5, 日置川流域=7, 野坂川流域=14.3, 大路川流域=10.6	千代川流域= (11, 46.2), 河内川流域= (9, 13.4), 塩見川流域= (8, 7.1), 日置川流域= (11, 6.3)	千代川 [用瀬・袋河原・ 行徳], 袋川・新袋川 [宮ノ下]
	岩美町	蒲生川流域=18.1, 小田川流域=9.7, 陸上川流域=8.7	—	—
八頭地区	鳥取市南部	佐治川流域=18.5, 大井手川流域=4.5	千代川流域= (5, 50.4), 大井手川流域= (5, 4)	千代川 [用瀬・袋河原・ 行徳]
	若桜町	八東川流域=28.4	—	—
	智頭町	千代川流域=30, 土師川流域=15.7	千代川流域= (5, 27)	—
	八頭町	八東川流域=32.5, 私都川流域=15.2	—	—
倉吉地区	倉吉市		小鴨川流域= (9, 22.3)	天神川 [竹田橋・小田], 小鴨川 [河原町], 国府川 [福光]

洪水警報基準				
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
				鳥取県由良川〔瀬戸〕
	三朝町	三徳川流域=19.5, 加茂川流域=14.5	—	天神川〔竹田橋・小田〕
	湯梨浜町	橋津川流域=12.1, 東郷川流域=10.4, 園川流域=4.9, 原川流域=4.5, 川上川流域=6.2, 羽衣石川流域=6.2, 埴見川流域=4.9	橋津川流域= (9, 10.8)	天神川〔竹田橋・小田〕
	琴浦町	加勢蛇川流=14.7, 洗川流域=11.8, 勝田川流域=14.3	—	—
	北栄町	由良川流域=9.4, 北条川流域=4	—	天神川〔竹田橋・小田〕, 鳥取県由良川〔瀬戸〕
米子地区	米子市	加茂川流域=5.3, 佐陀川流域=14.5, 精進川流域=9.1, 加茂川流域=5.1 新加茂川流域=6.3	法勝寺川流域= (8, 12.9), 加茂川流域= (12, 4.7), 新加茂川流域=(12, 5.6)	日野川〔溝口・車尾〕, 法勝寺川〔福市〕
	境港市		—	—
	日吉津村		—	日野川〔溝口・車尾〕
	大山町	下市川流域=10.2, 名和川流域=7, 阿弥陀川流域=15.9	阿弥陀川流域= (8, 14.3)	—
	南部町	小松谷川流域=10.9	—	法勝寺川〔福市〕
	伯耆町	野上川流域=13.4	日野川流域= (11, 35.8)	日野川〔溝口・車尾〕
日野地区	日南町	日野川流域=22.8, 印賀川流域=12.7, 石見川流域=17.8	—	—
	日野町	日野川流域=31, 板井原川流域=14.2	日野川流域= (6, 30.9)	—
	江府町	日野川流域=44.3, 船谷川流域=9.4	船谷川流域= (5, 8.4)	—

洪水注意報基準				
市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
鳥取地区	鳥取市北部	河内川流域=11.9, 勝部川流域=11.1, 塩見川流域=4.8, 日置川流域=5.6, 野坂川流域=11.4, 大路川流域=7.8	千代川流域= (5, 41.1), 袋川流域= (7, 9.4), 河内川流域= (5, 11.9), 勝部川流域= (5, 11.1), 塩見川流域= (5, 4.5), 日置川流域= (7, 4.5), 大路川流域= (5, 7.8)	千代川〔用瀬・袋河原・ 行徳〕, 袋川・新袋川〔宮ノ下〕
	岩美町	蒲生川流域=14.4, 小田川流域=7.7, 陸上川流域=6.9	蒲生川流域= (8, 11.5)	—
八頭地区	鳥取市南部	佐治川流域=14.8, 大井手川流域=3.7	千代川流域= (5, 34.8), 大井手川流域= (5, 2.9)	千代川〔用瀬・袋河原・ 行徳〕
	若桜町	八東川流域=22.7	八東川流域= (5, 22.7)	—
	智頭町	千代川流域=24, 土師川流域=12.5	千代川流域= (5, 24)	—
	八頭町	八東川流域=26, 私都川流域=9.1	八東川流域= (5, 18.4), 私都川流域= (5, 9.1)	—

洪水注意報基準				
市町村等を まとめた地 域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による 基準
倉吉地区	倉吉市		小鴨川流域= (5, 19.9)	天神川 [竹田橋・小田] , 小鴨川 [河原町] , 国府川 [福光]
	三朝町	三徳川流域=15.6, 加茂川流域=11.6	加茂川流域= (5, 9.2)	天神川 [竹田橋・小田]
	湯梨浜町	橋津川流域=9.6, 東郷川流域=8.3, 園川流域=3.9, 原川流域=3.6, 川上川流域=4.9, 羽衣石川流域=4.9, 埴見川流域=3.9	橋津川流域= (6, 7.7), 原川流域= (5, 3.5)	天神川 [竹田橋・小田]
	琴浦町	加勢蛇川流=11.7, 洗川流域=9.4, 勝田川流域=11.4	—	—
	北栄町	由良川流域=7.5, 北条川流域=3.3	—	天神川 [竹田橋・小田] , 鳥取県由良川 [瀬戸]
米子地区	米子市	加茂川流域=4.2, 佐陀川流域=11.6, 精進川流域=7.2, 加茂川流域=4.1, 新加茂川流域=4.9	法勝寺川流域= (8, 11.5), 加茂川流域= (9, 3.4), 新加茂川流域= (9, 4)	日野川 [溝口・車尾] , 法勝寺川 [福市]
	境港市		—	—
	日吉津村		—	日野川 [溝口・車尾]
	大山町	下市川流域=8.1, 名和川流域=5.6, 阿弥陀川流域=12.7	名和川流域= (5, 4.7), 阿弥陀川流域= (8, 10.2)	—
	南部町	小松谷川流域=8.7	法勝寺川流域= (7, 8.7), 小松谷川流域= (5, 8.7)	法勝寺川 [福市]
	伯耆町	野上川流域=10.7	日野川流域= (7, 25.4) , 野上川流域= (7, 8.6)	日野川 [溝口・車尾]
日野地区	日南町	日野川流域=18.2, 印賀川流域=10.1, 石見川流域=14.2	石見川流域= (5, 14.2)	—
	日野町	日野川流域=24.8, 板井原川流域=11.3	日野川流域= (6, 24.8)	—
	江府町	日野川流域=35.4, 船谷川流域=7.5	船谷川流域= (5, 6)	—

※注意報・警報の発表は、二次細分区域(市町村等)の単位による。

※複合基準の括弧内は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

※洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報、又は、氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

※空欄は対象となる河川がないことを意味する。「—」は対象となる基準がないことを意味する。

エ ア、イ、ウ以外の特別警報・警報・注意報発表基準

特別 警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準
気象 特別 警報	数十年に一度の強度 の台風や同程度の温 帯低気圧により、暴 風が吹くと予想され る場合	気象 警報	暴風によって重大な災害 が起こるおそれがあると 予想される場合 平均風速が陸上で20m/ s 以上、海上で25m/ s 以上 と予想される場合	気象 注意 報	強風によって災害が起こ るおそれがあると予想さ れる場合 平均風速が陸上で12m/ s 以上(湖山(アメダス) の観測値は15m/ s を目安 とする)、海上で15m/ s 以上と予想される場合
	暴風	暴風	雪を伴う暴風によって重	風雪	雪を伴う強風によって災

特別 警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準
雪特 別警 報	の台風と同程度の温 帯低気圧により、雪 を伴う暴風が吹くと 予想される場合	雪警 報	大な災害が起こるおそれ があると予想される場合 平均風速が陸上で20m/s 以上海上で25m/s以上と 予想される場合（雪を伴 う。）	注意 報	害が起こるおそれがある と予想される場合 平均風速が陸上で12m/s 以上（湖山（アメダス） の観測値は15m/sを目安 とする）、海上で15m/s 以上と予想される場合 （雪を伴う。）
大雪 特別 警報	数十年に一度の降雪 量となる大雪が予想 される場合 （50年に一度の積雪深） 境 70cm 米子 65cm 鳥取 104 5 cm 倉吉 78 9 cm 大山 346 7 cm 智頭 115 6 cm ※令和6 5 年11月1日現在 ※50年に一度の値は統 計値であり、一の位の 大小まで厳密に評価す る意味は無い。 ※大雪特別警報は、府 県程度の広がり度50年 に一度の積雪深とな り、かつ、その後も警 報級の降雪が九一日程 度以上続くと予想され る場合に発表される。 個々の地点で50年に一 度の値となることのみ で特別警報となるわけ ではないことに留意。	大雪 警報	大雪によって重大な災害 が起こるおそれがあると 予想される場合 12時間の降雪の深さが平 地で25cm以上、山地で 40cm以上と予想される 場合 （大山（アメダス）の観 測値は55cmを目安とす る。）	大雪 注意 報	大雪によって災害が起こ るおそれがあると予想さ れる場合 12時間の降雪の深さが平 地で15cm以上、山地で 25cm以上と予想される 場合 （大山（アメダス）の観 測値は35cmを目安とす る。）
				なだ れ注 意報	なだれによって災害が起こ るおそれがあると予想 される場合 積雪が30cm以上あり、 降雪の深さが40cm以上 になると予想される場合 又は山沿の積雪が60cm 以上あり、次のいずれか になると予想される場合 1. 日最高気温8℃以上 （鳥取地方気象台の値） 2. かなりの降雨
				濃霧 注意 報	濃霧によって交通機関等 に著しい支障が生じるお それがある場合 視程が陸上100m以下、海 上500m以下が予想される 場合
				雷注 意報	落雷等により災害が起こ るおそれがあると予想さ れる場合
				乾燥 注意 報	空気が乾燥し、火災の危 険が大きいと予想される 場合 最小湿度が40%以下で実 効湿度が65%以下になる

特別警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準
					と予想される場合
				着雪注意報	着雪によって、通信線や送電線等に被害を受けるおそれがあると予想される場合 気温 -2°C ～ $+2^{\circ}\text{C}$ の条件下で12時間降雪の深さ平地15cm以上、山地25cm以上が予想される場合
				霜注意報	早霜期、晩霜期の降霜により農作物に著しい被害を受けるおそれがあると予想される場合/最低気温 3°C 以下が予想される場合
				低温注意報	低温によって農作物又は、水道管や道路の凍結等に著しい被害が予想される場合 <u>最低気温</u> -4°C 以下 <u>(鳥取地方気象台及び米子特別地域気象観測所の値)</u>
				融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想された場合
				着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想された場合

※平均風速とは、10分間平均風速を指す。

※融雪注意報、着氷注意報については、本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない。

特別警報名	発表基準	警報名	発表基準	注意報名	発表基準
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合/対象地域の最高潮位が以下の数値以上と予想される場合 【東部】 鳥取市北部 1.2m 岩美町 1.3m 【中・西部】 湯梨浜町 1.3m 琴浦町 1.3m 北栄町 1.3m 米子市 1.2m 境港市 1.2m 日吉津村 1.3m 大山町 1.3m	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合/対象地域の最高潮位が以下の数値以上と予想される場合 【東部】 鳥取市北部 0.9m 岩美町 0.9m 【中・西部】 湯梨浜町 0.9m 琴浦町 0.9m 北栄町 0.9m 米子市 0.9m 境港市 0.9m 日吉津村 0.9m 大山町 0.9m
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合	波浪警報	風浪・うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が6m以上と予想される場合	波浪注意報	風浪・うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 有義波高が3m以上と予想される場合

※基準の数値は過去の災害発生頻度と気象条件との関係から決めたものであり、気象要素によって災害発生を

予想する際の目安である。

(参考)

- 気象等に関する特別警報の発表基準（気象庁ホームページ）
URL: <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>
- 警報・注意報発表基準一覧表（鳥取県）（気象庁ホームページ）
URL: <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/tottori.html>

(2) 全般気象情報、中国地方気象情報、鳥取県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかにその内容を補足するため「記録的な大雨に関する鳥取県気象情報」、「記録的な大雨に関する中国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する鳥取県気象情報」が発表される。この情報は警戒レベル4相当以上の状況で発表する警戒レベル相当情報を補足する。この情報の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、半日程度前から全般気象情報、中国地方気象情報、鳥取県気象情報は線状降水帯発生の可能性について言及して発表される。

大雪警報発表中に、降雪が大雪警報の基準を大幅に上回る場合に、大雪に対する厳重な警戒を呼びかける。

なお、アメダス地点で記録的な短時間の大雪を観測し、交通障害が大規模化・深刻化するおそれが高まっている状況において、その後も警報級の強い降雪が予想される場合は、「顕著な大雪に関する鳥取県気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合は、「顕著な大雪に関する鳥取県気象情報」という表題の気象情報が発表される。

気象情報は、特別警報・警報・注意報と組み合わせることで有機的に活用することによって、防災効果を格段に高める機能を有しており、その機能は次の2つの機能に大別される。

ア アラームの機能

特別警報・警報・注意報を発表するには時期尚早であるが、特別警報・警報・注意報に相当する気象条件が起る可能性を前もって防災機関・報道機関あるいは公衆に伝達することが防災上非常に有効であると判断される場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風シナリオ等）。

イ 補完的機能

特別警報・警報・注意報文では十分に説明できなかった重要な気象現象の状態や防災上の注意事項等を具体的に説明するために発表する気象情報、あるいは特別警報・警報・注意報の解除に際し、後遺症的災害が発生する可能性の有無について言及する場合に発表する気象情報が有する機能（例：台風情報、大雨情報等）。

(3) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、「中」の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（鳥取県東部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（鳥取県など）で発表される。

(4) 記録的短時間大雨情報

鳥取県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したとき、下表の雨量基準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、鳥取県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、「キキクル（警報の危険度分布）」で確認することができる。

発表官署	気象庁
発表基準	1時間雨量 90mm 以上

(5) 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。

風水害対策編第2部第1章「水防計画」を参照。

(6) 土砂災害警戒情報

ア 鳥取地方気象台及び県は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断し、土砂災害の危険度が高まり厳重な警戒を市町村長等へ呼びかける必要があると認められる場合には、両者協議の上、共同で土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。その際、県は、避難指示等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じるものとする。市町村への情報の伝達にあたっては、受信確認の実施等により確実に情報伝達を行うものとする。

また、市町村は、住民への情報の伝達について特に留意する。

イ 県は、土砂災害警戒情報を補足する土砂災害危険度情報等を、インターネット等で市町村や地域住民に迅速に提供する。

対象とする土砂災害	土石流及び集中的に発生する山崩れ、がけ崩れ
発表単位	市町村ごと（鳥取市は「鳥取市北部」と「鳥取市南部」に分割、伯耆町は「伯耆町岸本地域」と「伯耆町溝口地域」に分割）
発表	大雨警報発表中に実況値及び数時間先までの降雨予測を基に作成した指標（60分間積算雨量と土壌雨量指数を組み合わせたもの）が発表基準に達した場合 ※なお、地震により地盤のゆるみが生じた場合等は、必要に応じ「鳥取県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に基づき発表基準を引き下げるものとする。
解除	警戒基準を下回りかつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合及び警戒基準を下回らないが無降雨状態が長時間続いている場合で土壌雨量指数の第2タンク貯留量の降下状況などから総合的に判断する。
発表対象市町村	鳥取県内19市町村のうち、土砂災害が発生するおそれのある17市町（境港市及び日吉津村以外の市町）を対象とする。

※「伯耆町岸本地域」は岩屋谷、遠藤、大殿、大原、押口、小野、金廻、上細見、岸本、清原、久古、口別所、小林、小町、坂長、須村、立岩、番原、福岡原、真野、丸山、吉定、吉長、「伯耆町溝口地域」は伯耆町岸本地域を除いた地域

（7）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（鳥取県東部など）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

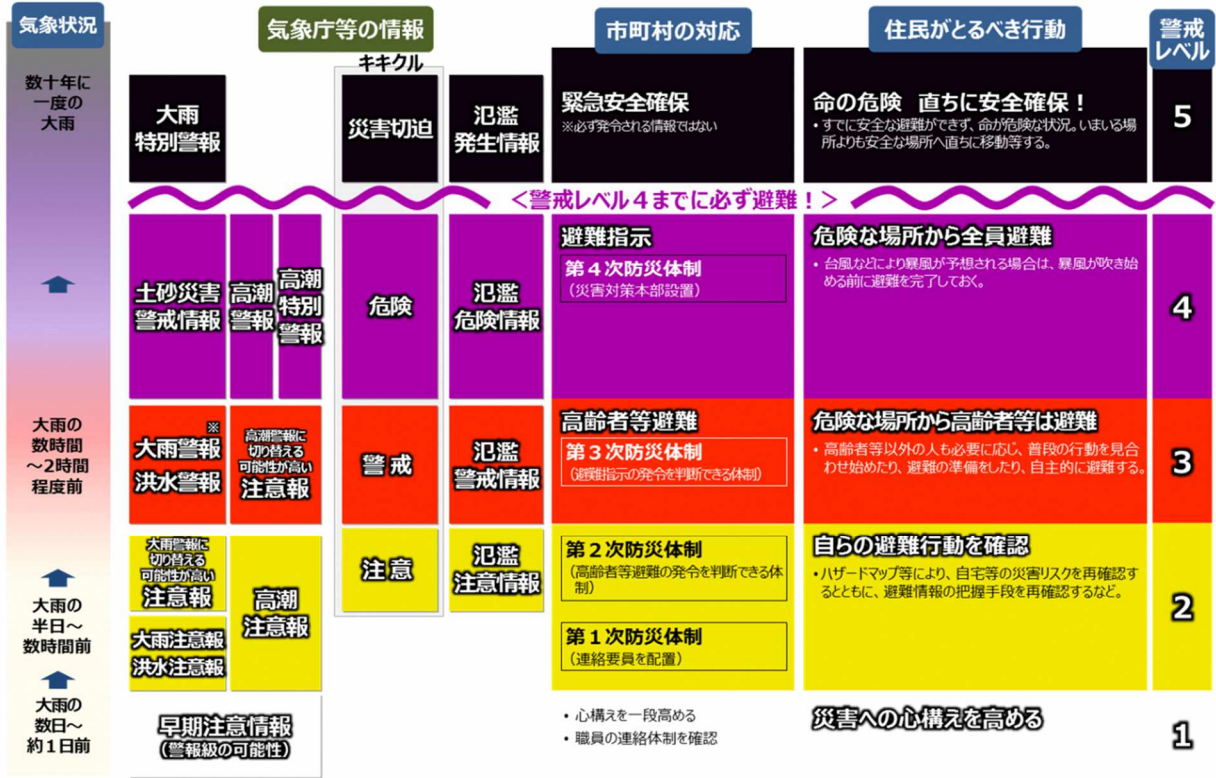
（参考：キキクル（警報の危険度分布）等）

警報を補足する情報として、気象庁で公開しているキキクル（警報の危険度分布）等も参考とすること。

警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・黒「災害切迫」：命に危険が及ぶ土砂災害が切迫。土砂災害が既に発生している可能性が高い状況。直ちに身の安全を確保する必要がある警戒レベル5に相当（緊急安全確保）。 ・紫「危険」：命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況。避難が必要とされる警戒レベル4（避難指示）に相当。 ・赤「警戒」：土砂災害への警戒が必要な状況。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3（高齢者等避難）に相当。 ・黄「注意」：土砂災害への注意が必要な状況。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 ・白「今後の情報等に留意」：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測をしており、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・黒「災害切迫」：重大な浸水害が切迫。浸水害がすでに発生している可能性が高い状況。警戒レベル5相当。 ・紫「危険」：道路が一面冠水し、側溝やマンホールの場所が分からなくなるおそれがある。道路冠水等のために鉄道やバスなどの交通機関の運行に影響がでるおそれがある。周囲より低い場所にある多くの家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある。 ・赤「警戒」：側溝や下水が溢れ、道路がいつ冠水してもおかしくない。周囲より低い場所にある家屋が、床上まで水に浸かるおそれがある。 ・黄「注意」：周囲より低い場所で側溝や下水が溢れ、道路が冠水するおそれがある。住宅の地下室や道路のアンダーパスに水が流れ込むおそれがある。周囲より低い場所にある家屋が床下まで水に浸かるおそれがある。 ・白「今後の情報等に留意」：普段と同じ状況。雨のときは、雨水が周囲より低い場所に集まる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。また、大河川で洪水のおそれがあるときに発表される指定河川洪水予報や、国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）について表示しており、中小河川の洪水危険度とあわせて確認できる。 ・黒「災害切迫」：重大な洪水災害が切迫。洪水災害がすでに発生している可能性が高い状況。警戒レベル5（緊急安全確保）に相当。 ・紫「危険」：水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫し、重大な洪水災害が発生する可能性が高い状況。警戒レベル4（避難指示）に相当。 ・赤「警戒」：洪水災害への警戒が必要な状況。警戒レベル3（高齢者等避難）に相当。 ・黄「注意」：洪水災害への注意が必要な状況。ハザードマップ等により避難行動を確認する。今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。警戒レベル2に相当。 ・水色「今後の情報等に留意」：今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

（参考：段階的に発表される防災気象情報と対応する行動）



※ 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

※出典:気象庁ホームページ (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/alertlevel.html>)

第3節 気象警報等の伝達

1 特別警報・警報・注意報及び気象情報等の伝達実施

(1) 県

県(県本部事務局又は危機管理部)は、鳥取地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報及び気象情報等を、市町村、関係機関等に伝達するものとする。特に、特別警報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村に伝達・通知する。その際、県は、市町村への情報の伝達にあたっては、受信確認の実施等により確実に情報伝達を行うものとする。

(2) 市町村

市町村は、関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、直ちにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、掲示その他適切な方法によって、所在官公庁及び住民に周知するものとする。特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知するための措置をとる。

(3) 関係機関

ア NTT西日本

NTT西日本は、下記の警報等(発表及び解除)の通報を受けた時は、所管の通信網(FAX)を通じ、あらかじめ計画された組織によって直ちにこれを各市町村に伝達する。

- | | | | | |
|----------|-----------|----------|------------|----------|
| a 暴風特別警報 | b 暴風雪特別警報 | c 大雨特別警報 | d 大雪特別警報 | e 高潮特別警報 |
| f 波浪特別警報 | g 洪水警報 | h 暴風警報 | i 暴風雪警報 | j 大雨警報 |
| k 大雪警報 | l 高潮警報 | m 波浪警報 | n 土砂災害警戒情報 | |

イ 放送機関

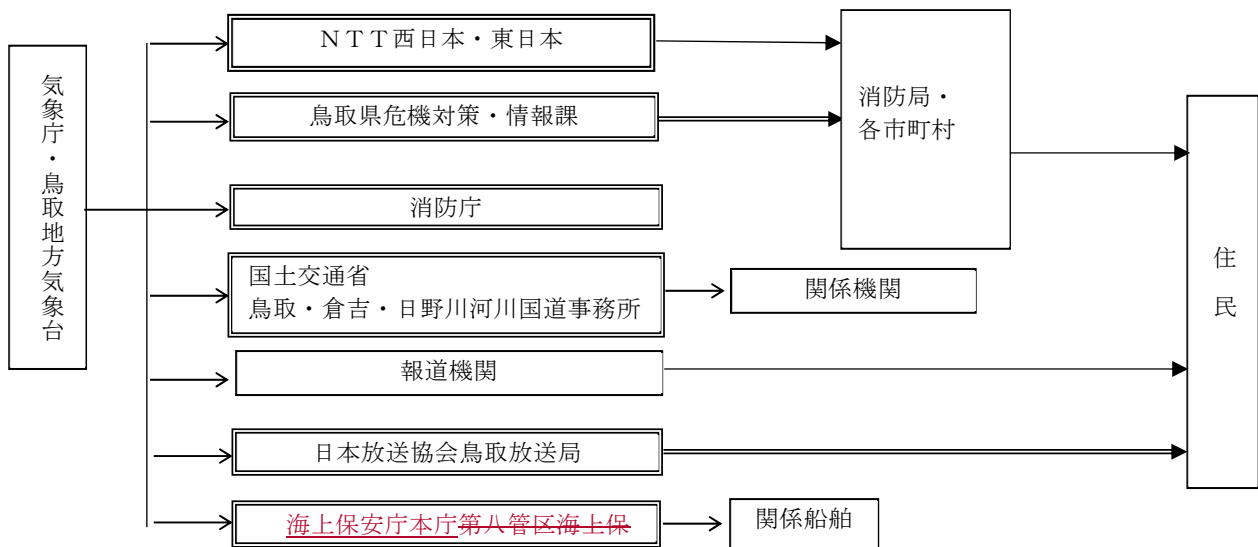
(ア)日本放送協会鳥取放送局長は、注意報の通知を受けた時は、臨機の措置を講じ、速やかに関係地域一般にこれを放送しなければならない。警報、特別警報の通知を受けたときは、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

(イ)なお、日本海テレビジョン放送、山陰放送、山陰中央テレビジョン放送においても積極的に協力するものとする。

ウ 海上保安庁

境海上保安部は注意報・警報の通知を受けた時は、必要と認めるものについて関係機関及び港内在泊中の船舶へ周知する。(第八管区海上保安本部は注意報・警報等の通知を受けたときは、航行警報によって船舶に周知する。)

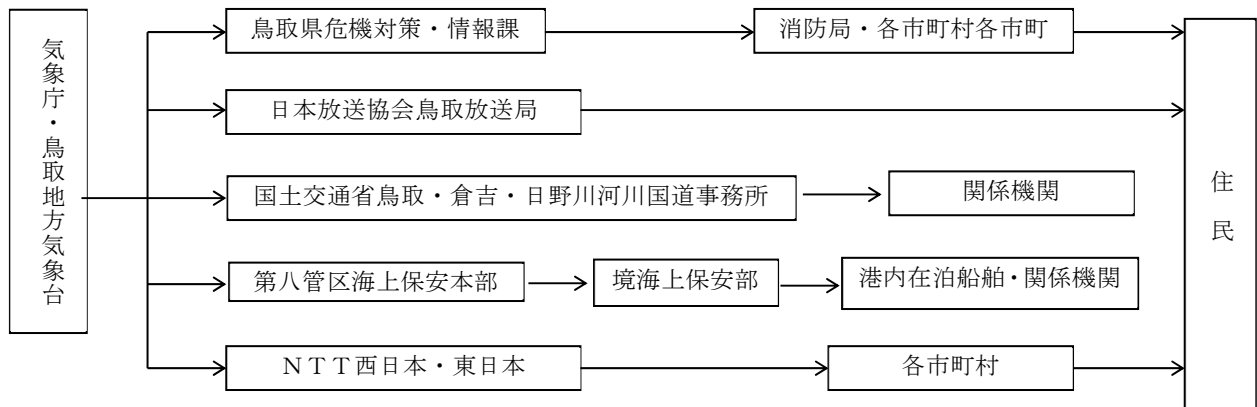
特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図



（備考）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

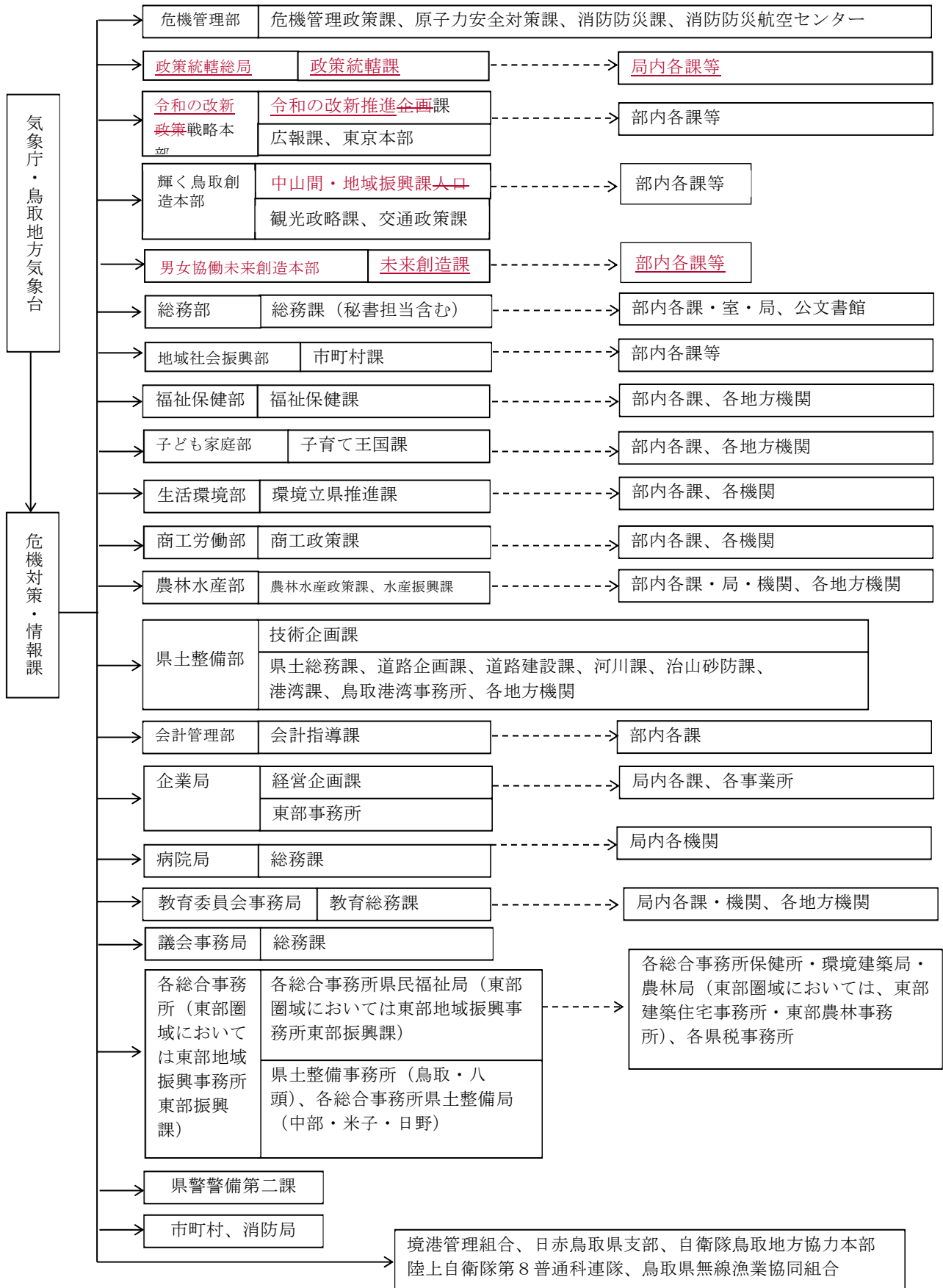
（備考）2重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。

気象警報等の伝達系統図（通常の伝達が行えない場合の住民への伝達）



（備考）通常の伝達が行えない場合は、加入FAX、防災行政無線、使送等適切な手段により通知する。

特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図（県の各課等への詳細伝達系統）



<注意事項>

- ・部局内各課等への伝達は、各部局等で判断
- ・気象情報以外の情報については、危機管理部が必要に応じて伝達
- ・その他特定事象については、本表に関わらず危機管理部が必要に応じて関係機関へ伝達

2 鳥取地方気象台による助言

- (1) 台風等によって重大な災害が発生することが予測される場合等、必要に応じて、県は鳥取地方気象台と協力して気象関係に係る説明会を開催し、職員並びに関係機関に対し防災上の注意を行う。
- (2) また、県は、気象関係に係る解説に際し、必要に応じて鳥取地方気象台に対し説明を求め、又は職員の派遣を要請することができる。

3 気象観測記録の収集

- (1) 気象観測所を設置又は保有する防災機関は、災害時の観測記録を迅速・的確に収集し、その結果を鳥取地方気象台に通報するものとする。（気象等観測所の現況は資料編のとおり。）
 なお、観測の結果が他の機関に重大な影響がある場合は、積極的にその内容を関係機関に通報するものとする。
- (2) 県は、鳥取地方気象台その他防災機関の協力を得て、観測記録の収集に努めるものとし、各機関は積極的にこれに協力するものとする。

第4節 土砂災害発生危険性に関する情報の伝達

1 土砂災害の前兆現象などの情報伝達

- (1) 県（県土整備事務所・総合事務所県土整備局）は、住民から土砂災害の前兆現象（資料編参照）の発見情報について通報を受けた場合、直ちに市町村へ情報の伝達等を行う。
- (2) また、市町村は、県又は住民から土砂災害の前兆現象の発見情報について通報を受けた場合、直ちに周辺住民への情報伝達を行う。
- (3) 市町村又は県（県土整備事務所・総合事務所県土整備局）に情報が入った場合は、県及び市町村で情報共有を行い、状況に応じて共同で点検を実施する。
- (4) 市町村は、必要に応じて避難指示等を発出する。

第5節 異常現象発見時における措置等

1 異常現象の種別

- (1) 竜巻 農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
- (2) 強い降ひょう 農作物等に被害を与える程度以上のもの
- (3) 異常潮位 天文潮（干満）から著しくずれ、異常に変動するもの
- (4) 異常波浪 海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きいと認められるもの
- (5) なだれ 建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
- (6) その他異常なもの

2 通報手続

- (1) 異常現象を発見した者は、速やかに市町村長、警察官又は海上保安官に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨市町村長に通報する。
- (3) (1)又は(2)により通報を受けた市町村は、直ちに下記機関に通報する。
 ア 鳥取地方気象台
 イ その地域を管轄する県地方機関その他関係機関
 ウ 当該災害に関係する隣接市町村
- (4) 県地方機関は、その旨を直ちに県危機対策・情報課及び関係部課に通報する。
- (5) 県、市町村、警察本部、消防局、その他防災関係機関は、相互に連絡するとともに、鳥取地方気象台にその旨を直ちに通報する。

第6節 火災気象通報・火災警報及び水防警報等

1 火災気象通報の伝達

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに鳥取地方気象台が鳥取県知事に対して通報し、鳥取県を通じて各一部事務組合又は広域連合（消防局）並びに各市町村に伝達される。

【火災気象通報の通報基準】

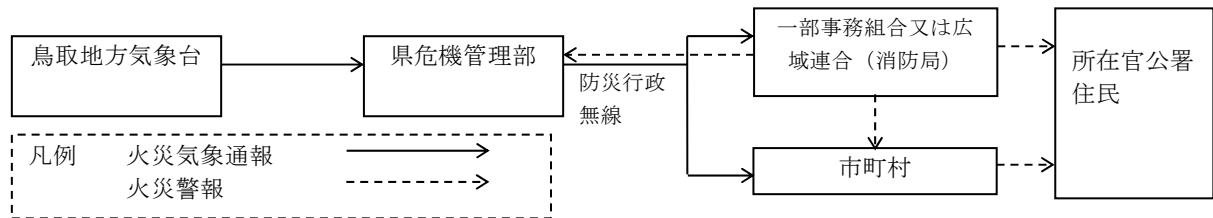
種類	通報基準
火災気象通報	鳥取地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予報している場合には火災気象通報として通報しない場合がある。

2 火災警報の発出

- (1) 一部事務組合の管理者又は広域連合の長は、前項の火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。
- (2) 火災警報の発出は、自ら又は市町村の防災行政無線等を通じて周知する。

3 火災気象通報及び火災警報等の伝達系統

火災気象通報及び火災警報等の伝達系統は、次のとおりである。



4 火災警報発出中の火の使用の制限

火災警報の発出中は、その区域にある者は、火災予防条例に定めるところにより次のとおり、火の使用を制限される。

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火(たばこの吸い殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
- (6) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

5 水防警報の取扱い

風水害対策編第2部第2章「水防計画」に定めるところによる。

第7節 気象情報等に基づく対応等

市町村は、警報・注意報及び気象情報等が発表されたときは、住民への伝達に努めると共に、危険性を勘案して避難指示等の発出を行うものとする。特別警報が発表されたときは、直ちに住民へ周知するための措置をとるとともに、重大な災害の危険性が著しく高まっていることを勘案して避難指示等の発出を行うものとする。

(詳細は第5部「避難対策計画」を参照)

第8節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 警報・注意報及び気象情報等の所在官公庁及び住民への周知伝達並びに特別警報の住民への周知の措置
- 2 土砂災害の前兆現象の発見情報の通報の周辺住民への情報伝達及び応急点検等の対策
- 3 異常現象の鳥取地方気象台、県地方機関、隣接市町村その他関係機関への連絡
- 4 火災警報の住民への周知

第2章 地震及び津波に関する情報の伝達

（県関係部局、各関係機関）

第1節 目的

この計画は、緊急地震速報及び地震情報、並びに大津波警報・津波警報・津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）の伝達について必要な事項を定めることを目的とする。

第2節 緊急地震速報、津波警報等、地震、津波情報等の伝達計画

1 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または最大長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（※））に対し、地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力により住民等へ周知する。

日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

※緊急地震速報で用いる区域の名称

	緊急地震速報で用いる区域の名称	市町村名
鳥取県	鳥取県東部	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
	鳥取県中部	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
	鳥取県西部	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

（注）緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れがくることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。なお、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

2 津波警報等及び津波予報の種類及び内容（詳細は津波災害対策編第1部第2章「津波災害の予防」を参照）

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

ア 津波警報等の種類及び発表基準等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大
		5m < 高さ ≤ 10m	10m	
		3m < 高さ ≤ 5m	5m	
津波警報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	予想される津波の <u>最大波</u> の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 高さ ≤ 1m	1m	（表記なし）

（注）1 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点における潮位と、その時点で津波がなかつ

たとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波予報の発表基準及び内容

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 地震・津波に関する情報等の種類及び内容

気象庁は、震度1以上の地震が観測された場合、発表基準に基づき地震情報、津波情報及び津波予報（以下、「地震・津波情報等」という。）を発表する。また、気象庁本庁、大阪管区气象台及び鳥取地方气象台は、地震活動の状況等を知らせるため地震活動に関する解説資料等を提供する。

区分	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分、鳥取県内は鳥取県東部、中部、西部の3区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
	震源に関する情報	震度3以上を観測した場合（津波警報等を発表した場合を除く）地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配はない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。
	震源・震度情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地点名と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
	遠地地震に関する情報	国外でマグニチュード7.0以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震が発生した場合に、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を、日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報及び電文情報として発表。報道発表資料や地震解説資料などに用いられる。
	長周期地震動に関する観測情報	<u>震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合、地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。</u> <u>震度3以上を観測した場合、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。</u>

区分	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※3）

※1 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

※2 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表。最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

※3 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観点ごとに発表。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表。

最大波の観測値及び推定値については、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を発表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を発表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	（すべての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

地震に関する解説資料等の種類

地震に関する解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料（速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・鳥取県に津波警報等を発表時 ・鳥取県内の観測点で震度4以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初期期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。
地震解説資料（詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 <u>・大津波警報・津波警報・津波注意報発表時→鳥取県に津波警報等を発表時</u> ・鳥取県内の観測点で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	<u>地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。</u> ・ <u>地震解説資料（全国詳細版）</u> <u>地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</u> 地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・ <u>地震解説資料（地域詳細版）</u> <u>地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。</u>
地震活動図	定期（毎月）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の鳥取県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

（気象庁による震度階級関連解説表は別表「気象庁震度階級関連解説表」を参照）

「気象庁震度階級関連解説表」

震度階級	人間の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）	
				耐震性が高い	耐震性が低い
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。				
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。				
2	屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。				
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。		
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。		
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。		壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。		壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされること	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。

震度 階級	人間の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況	木造建物（住宅）	
				耐震性が高い	耐震性が低い
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	壁などのひび割れ・亀裂がさらに多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物		地盤・斜面等		ライフライン・インフラ等への影響	大規模構造物への影響
	耐震性が高い	耐震性が低い	地盤の状況	斜面等の状況		
0					【ガス供給の停止】安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。 【断水、停電の発生】震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。 【鉄道の停止、高速道路の規制等】震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。） 【電話等通信の障害】地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インター	【長周期地震動※による超高層ビルの揺れ】超高層ビルは固有周期が長いので、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいない状況となる可能性がある。 【石油タンクのスロッシング】長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。 【大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落】体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、
1						
2						
3						
4						
5弱		壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。		
5強						
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。		
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。※3		

7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。			ネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。 【エレベーターの停止】 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。 ※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。	壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。 ※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。
---	--	---	--	--	--	--

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

（注3）亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

（注4）地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

（注5）大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

＜気象庁震度階級関連開設表の使用にあたっての留意事項＞

- ・気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値である。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではない。
- ・地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがある。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なる。
- ・震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なる。
- ・この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- ・この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。
- ・この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いている。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがあるが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別している。

「長周期地震動階級関連解説表」（高層ビルにおける人の体感・行動、室内の状況等との関連）

長周期地震動階級	人の体感・行動	室内の状況	備考
長周期地震動階級 1 （やや大きな揺れ）	室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。	ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。	—
長周期地震動階級 2 （大きな揺れ）	室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	キャスター付き什器がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。	—
長周期地震動階級 3 （非常に大きな揺れ）	立っていることが困難になる。	キャスター付き什器が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が入ることがある。
長周期地震動階級 4 （極めて大きな揺れ）	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。	キャスター付き什器が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	間仕切壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。

＜長周期地震動階級関連解説表の使用にあたっての留意事項＞

- ・長周期地震動階級関連解説表は、固有周期 1.5 秒程度から 8 秒程度までの一般的な高層ビルを対象として、長周期地震動階級が推計された際に発生する可能性がある被害を記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。また、それぞれの長周期地震動階級で示されている全ての現象が発生するわけではない。
- ・長周期地震動階級が同じであっても、対象となる建物や構造物の状態、継続時間などの地震動の性質により被害は異なる。
- ・長周期地震動階級関連解説表は、主に近年発生した長周期地震動による被害の事例から作成したものである。今後、顕著な長周期地震動が観測された場合には内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更される。
- ・長周期地震動階級関連解説表では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、表 3 に示す副詞・形容詞を用いる。

＜長周期地震動階級関連解説表で用いる副詞・形容詞＞

用語	意味
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある が（も）いる	当該長周期地震動階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。

※出典：気象庁ホームページ（https://www.data.jma.go.jp/eww/data/ltpgm_explain/about_level.html）

4 緊急地震速報、津波警報等及び地震情報等の発表並びに伝達

警報等は、気象業務法に定められたところにより気象庁がこれを行い、報道機関の協力を得て公衆に周知させるとともに関係機関に通知するものとする。

(1) 緊急地震速報

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(2) 津波警報等

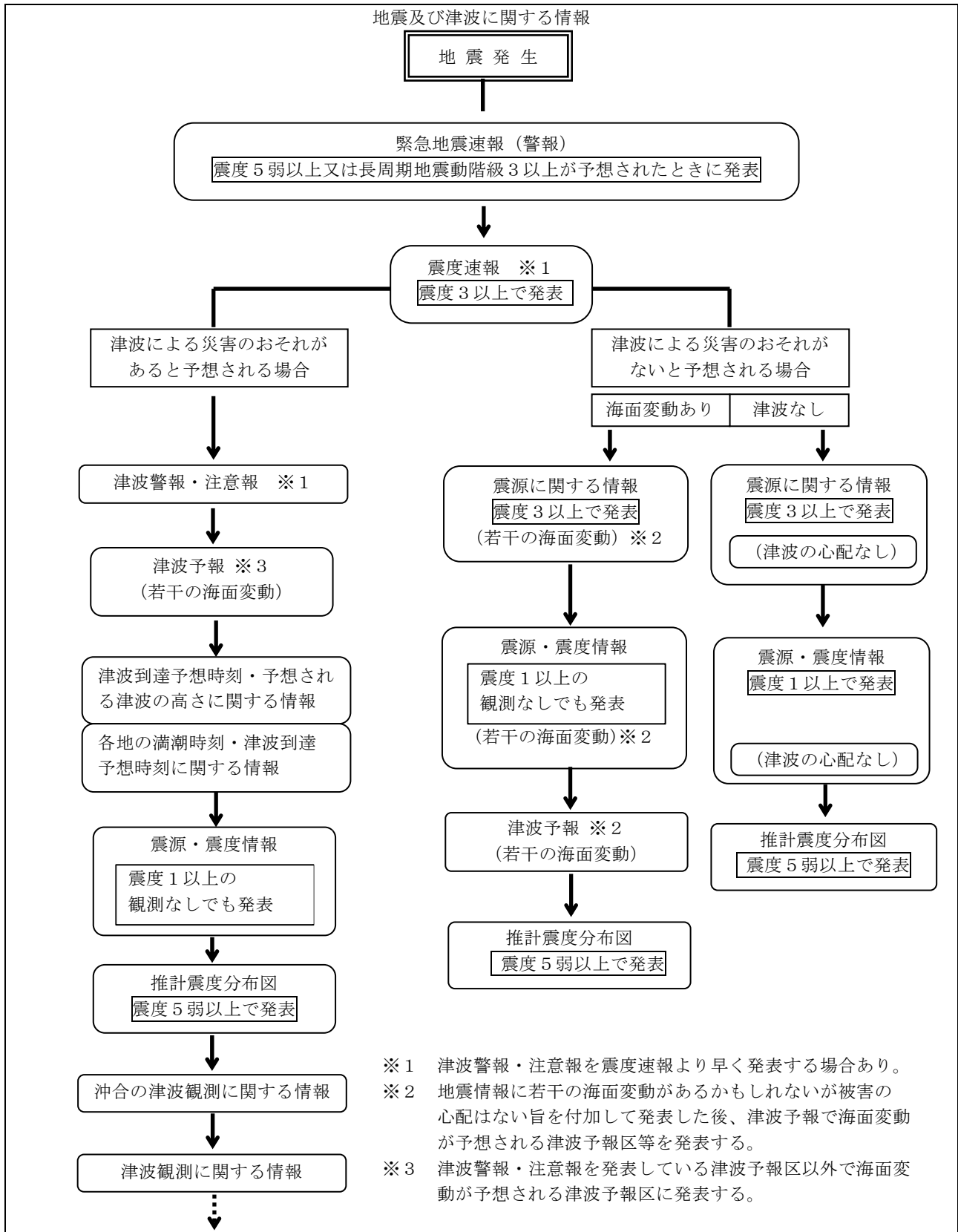
ア 津波警報等の発表及び解除は、気象庁又は大阪管区気象台が行う。ただし、気象業務法施行令第10条により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない状況にある地の市町村の長が行う場合がある。

イ 鳥取県は、全域が1つの予報区であり、津波予報区の名称は「鳥取県」である。

(3) 地震・津波情報等

地震・津波情報等については、気象庁又は大阪管区気象台が行い、鳥取地方気象台は関係機関に伝達する。

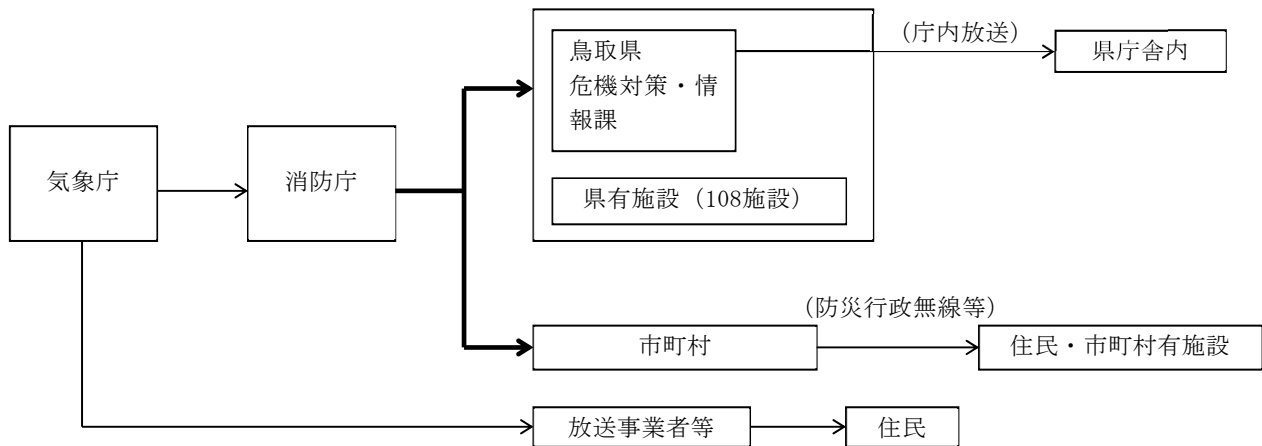
（参考）緊急地震速報、津波警報等及び地震・津波情報等の流れ



5 緊急地震速報、津波警報等及び地震・津波情報等の伝達系統

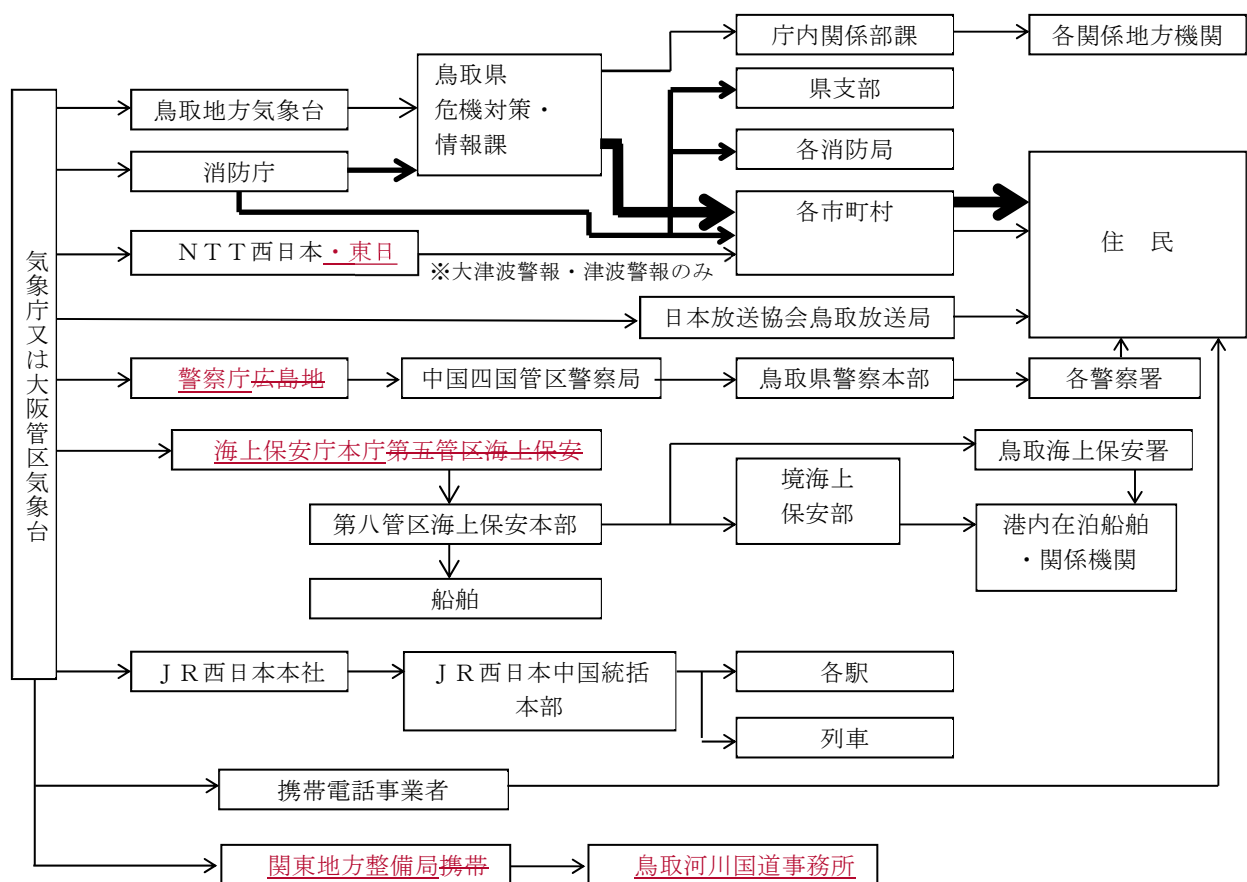
- （1）緊急地震速報の伝達系統は、別表「緊急地震速報の伝達系統図」のとおりである。
- （2）地震・津波情報の伝達系統は、第1章「気象情報の伝達」別表「特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図」及び「気象警報等の伝達系統図（通常の伝達が行えない場合の住民への伝達）」のとおりである。
- （3）津波警報等の伝達系統は、別表「津波警報等の伝達系統図」及び「津波警報等の伝達系統図（有線電話途絶の場合）」のとおりである。

緊急地震速報の伝達系統図



* → は J-ALERT により伝達されるルート。

津波警報等の伝達系統図



* 必要がある場合の補助ルートとして、鳥取地方気象台から鳥取県警察本部、日本放送協会鳥取放送局、境海上保安部に情報伝達される。

* 緊急やむを得ない場合に市町村長が行う（気象業務法施行令第10条）津波警報伝達系統は、この図によらず、直接住民に伝達するものとする。

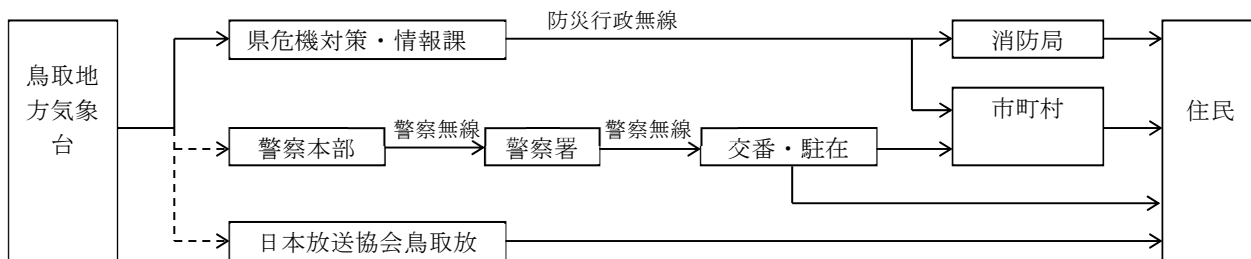
* → は J-ALERT により伝達されるルート。

* → は気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知義務づけられている伝達経路。

※ 緊急速報メールは、大津波警報、津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

津波警報等の伝達系統図（有線電話途絶の場合）

……は補助ルートで、必要と認める場合。



- * 有線電話途絶の場合は、防災行政無線電話等を使用するものとする。
- * 通信手段のない場合は鳥取地方気象台は鳥取県危機対策・情報課に手交する。

6 津波警報等及び地震・津波情報等の伝達実施

(1) 県

県（危機管理部、県本部事務局）は、上記警報等の通知を受けた時は、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを関係地方機関及び市町村に伝達するものとする。特に、大津波警報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市町村に伝達・通知する。その際、県は、市町村への情報の伝達にあたっては、受信確認の実施等により確実に情報伝達を行うものとする。

ア 警報等の取扱い

(ア) 警報等は、勤務時間中は危機対策・情報課（県本部事務局）が受信し、本庁関係各課、県各総合事務所、県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）、市町村、消防局及び関係機関に伝達するものとする。

(イ) 上記警報等のうち津波警報等及び地震情報並びに津波情報については、鳥取地方気象台から受信し、自動的に職員参集・情報提供システムにより関係職員を一斉に参集をかける。市町村・消防局に対して防災行政無線を通じ、ファクシミリ情報として、さらに市町村に対してはJ-A-L-E-R-Tを通じ自動的に伝達する。

イ その他緊急時の通報連絡

概ね上記アの要領により受信し、関係機関並びに庁内関係各課に連絡するものとする。

(2) 市町村・消防局

市町村は、関係機関からの津波警報等の伝達を受けた時は、直ちにその内容に応じあらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、防災行政無線、広報車等適切な方法によって、所在官公庁及び市町村民に周知するものとする。特に、大津波警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民へ周知するための措置をとる。

(3) 関係機関

ア NTT西日本

NTT西日本福岡センターは、大津波警報又は津波警報（発表及び解除）の通知を受けた時は、Fネット同報通信のファクシミリ送付を通じ、あらかじめ計画された組織によって直ちにこれを各市町村長に伝達するものとする。

イ 警察本部

警察本部は、津波警報等を受けた時は、所管の通信網によって速やかにこれを各市町村長に伝達するものとする。

ウ 放送機関

(ア) 日本放送協会鳥取放送局は、津波警報等の通知を受けた時は、臨機の措置を講じ、直ちにその通知された事項を関係地域一般に放送しなければならない。

(イ) なお、日本海テレビジョン放送、山陰放送、山陰中央テレビジョン放送、エフエム山陰、日本海ケーブルネットワーク、鳥取テレトピア、中海テレビ放送、鳥取中央有線放送においても積極的に協力するものとする。

エ 海上保安庁

第八管区海上保安本部は、津波警報等の通知を受けた時は、直ちに航行警報によって船舶に周知する。境海上保安部は、津波警報等及び必要に応じて地震情報等を関係機関及び港内に泊中の船舶へ周知する。

オ JR西日本

JR西日本中国統括本部は、大津波警報及び津波警報の通知を受けたときは、所管の通信網によって速やかに管内各駅、列車に伝達するものとする。

7 地震時における津波警戒による自衛措置

気象庁の行う津波警報等は、地震発生後遅滞なく発表されることになっているが、沿岸地域各市町村においては、津波注意報・津波警報・大津波警報発表中及び未発表であって震度4以上の地震を感じたときは、津波の早期来襲に備えて次の措置をとる。〔震度4の地震は、つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。また、歩いている人も揺れを感じる。〕

(1) 津波の監視

ア 沿岸地域各市町村においては、安全を確保した上で、津波注意報・津波警報・大津波警報発表中及び震度4以上の地震発生後少なくとも約30分間は海面の状態の監視を実施する。〔日本海北部など地震の発生場所によっては、津波の到達までに1時間以上を要する可能性があるので注意が必要である。また、気象庁など公的機関による津波情報に留意する必要がある。〕

イ 沿岸市町村は、地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任する。

ウ 海面の監視場所は、監視者の安全確保を考慮の上、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定する。

(2) 報道の聴取

ア 沿岸地域各市町村は、津波注意報・津波警報・大津波警報発表中及び震度4以上の地震発生後少なくとも1時間は日本放送協会放送に注意し、必要に応じ適切な対策を講ずるものとする。

イ 沿岸地域各市町村は、住民が日本放送協会放送や防災広報等を聴取し、自衛措置に努めるよう周知するものとする。

(3) 避難指示等

海面の監視、報道の聴取により被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市町村は住民に対して避難の指示等必要な処置をとる。

(4) 県及び隣接沿岸市町村への連絡

市町村は、津波のため住民に避難指示をした場合、速やかに県及び隣接沿岸市町村にその旨連絡する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 津波警報等及び地震情報の所在官公庁及び住民への周知伝達並びに大津波警報の住民への周知の措置
- 2 津波監視の実施及び必要な対策